

官報

号外
令和四年五月十三日

○第二百八回 参議院会議録第二十二号

令和四年五月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

令和四年五月十三日

午前十時開議

第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の

一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(山東昭子君) 御異議ないものと認めます。山口壯環境大臣。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山東昭子君) 御異議ないものと認めます。山口壯環境大臣。

〔国務大臣山口壯君登壇、拍手〕

○国務大臣(山口壯君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現を昨年の法改正で法律上明記することにも、昨年四月には、二〇三〇年度温室効果ガス四六％削減の実現を目指し、五〇％の高みに向けた挑戦を続けることを表明しました。

これらの目標を達成し、炭素中立社会へと移行するためには、三千八百兆円とも言われる世界のE.S.G.資金を呼び込み、経済社会を抜本的に変革することが求められています。

この変革に向けて、脱炭素技術の更なるイノベーションを推進するとともに、再生可能エネルギーなどの地域資源を地域と共生しながら徹底活用するグリーン社会を実現すべく、二〇五〇年カーボンニュートラルを前倒しで達成する脱炭素先行地域を、二〇三〇年までに全国で百か所以上創出することを目指しています。地方公共団体や事業者を国が強力に支援することによって地域の脱炭素化による町おこしを促し、これが新しい時代の成長を生み出すエンジンとなります。その実現に向け、二〇三〇年までが人類の正念場、勝負

のときとの決意の下、大臣、副大臣、大臣政務官の全員で、率先して各地域との対話を重ねています。

本法律案は、このような背景を踏まえ、脱炭素市場に民間資金を大胆に呼び込むための出資制度を創設するとともに、地方公共団体に対する財政上の措置を充実強化するため、これらの資金支援の法的基盤を整備し、炭素中立社会への本格的な移行を促進するものです。

次に、本法律案の内容の概要を二点御説明申し上げます。

第一に、民間資金を呼び込む出資制度を創設します。現在、世界の脱炭素市場はまさに拡大しているところですが、例えば、前例に乏しく投融資の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られないといった理由から資金調達に難しい脱炭素化に資する事業への民間資金の呼び込みが必要となつていきます。そこで、株式会社脱炭素化支援機構を設立し、脱炭素化に資する事業に対する資金供給その他の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図ります。

第二に、地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体に、国が財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める旨を規定し、国の支援姿勢を明らかにします。具体的には、脱炭素先行地域づくり等に取り組む地方公共団体に対して包括的かつ継続的な支援を行う地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の創設など、脱炭素型の地域づくりに予算を重点配分したいと考えています。

以上が、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。青木愛さん。

〔青木愛君登壇、拍手〕

○青木愛君 立憲民主党の青木愛です。

立憲民主・社民の会派を代表して、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

地球温暖化問題は、一九八〇年代から科学者の間で認識が強まり、気候変動に関する政府間パネル、IPCCが一九九〇年に公表した第一次評価報告書を受けて国連で議論が始まりました。

一九九七年に京都で開催された気候変動枠組条約第三回締約国会議、COP3において京都議定書が採択され、先進国に対し法的拘束力のある温室効果ガス排出削減の数値目標が設定されました。

議定書の採択を受け、我が国では、翌一九九八年に国内における地球温暖化対策の枠組みとなる地球温暖化対策の推進に関する法律、略称温対法が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが行う責務等が定められました。

直近の二〇二一年の改正では、二〇五〇年カーボンニュートラル宣言を受け、二〇五〇年カーボンニュートラルが法律に明記されるとともに、地域脱炭素化促進事業などが盛り込まれました。

二〇一九年秋以降、ゼロカーボンシティが急増していますが、具体的なアクションへと結び付く例はまだ少なく、モデルとなる事業の創出が必要となつていきます。また、国と地方の協働、共創による取組が不可欠です。

二〇一三年から環境省が所管する地域脱炭素投資促進ファンド事業により基金が創設され、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構が基金設置法人として事業を運営しています。地域の脱炭素化プロジェクトに対して出資を行い、民間資金を呼び込むことで地域の資金循環を拡大し、脱炭素社会の実現と地域活性化の両立を目指しています。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、二つの柱から成る施策を定めることにより、我が国の

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

議事日程追加の件 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

脱炭素社会実現に向けた対策の強化を図ることとしています。

一つは、脱炭素事業を支援する株式会社脱炭素化支援機構という新たな官民ファンドを創設することです。もう一つは、脱炭素に取り組み自治体を国が財政支援する努力義務の規定です。

以下、山口環境大臣に質問いたします。

まず、一本目の柱、新たな官民ファンドの設立についてお伺いをいたします。

現在、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構は地域脱炭素投資促進ファンド事業を実施しており、同事業では、一定の採算性、収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対する出資が行われています。

今回、法律を改正して、財政投融資を活用した新たな官民ファンドを設立することになります。なぜグリーンファイナンス推進機構の拡充ではなく、新たな官民ファンド、株式会社脱炭素化支援機構を創設するのか、その意義と必要性についてお伺いします。また、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構はこれまでどのような実績を上げてきたのか、順調に運営されてきたのか、それとも問題があったのか、これまでグリーンファイナンス推進機構が出資してきた事業は今後、どうするのかについてお伺いします。

環境省は、我が国の脱炭素化に必要な投資額を、二〇三〇年に向けた、二〇二六年から二〇三〇年の五年間の年平均の投資額を約十三兆円程度と試算していますが、二〇二〇年時点での脱炭素分野への投資額は約五兆円にとどまっています。

こうした状況の中で、環境省は、新たな官民ファンド設立に当たり、新たな出資制度として、令和四年度財政投融資計画に二百億円を計上しました。それを呼び水として、八百億円の民間資金を喚起させ、約一千億円の脱炭素事業の実現を見込んでいます。想定どおりの呼び水効果が得られるのか、その根拠をお伺いします。

新制度は財政投融資を活用した制度であることから、政策性とともな収益性の確保が求められます。新機構は株式会社の形態を取っているのですから、なおさらです。

一般的に、ファンド投資では、設立当初は収益よりも費用が先行するため累積損失が計上され、投資期間の後期になって累積損失を解消して収益を上げるといふ収益構造が想定されています。

しかし、これまでに設置された一部の官民ファンドでは、投資資金の回収に関する見通しが甘いことなどにより、収支状況が悪化し、多額の累積損失を発生させていることが大きな問題となっています。グリーンファイナンス推進機構においても、プロジェクト投資ベースでは黒字を確保しているとのことですが、機構全体の収支で累積損失が発生しています。

新機構が収益性を確保するため、どのような長期的な見通しを想定しているのか、また、既存事業から強化した点についてお伺いします。加えて、収益性の確保の観点からは、各支援事業への投資後においても、対象事業者の財務情報や経営方針等の企業情報を引き続き継続的かつ適切に把握する必要がありますが、投資後のモニタリングに係る方針をお伺いします。

本法律案では、取締役である委員の三名から七名で構成される脱炭素化委員会が、あらかじめ環境大臣が設定する支援基準に基づき、対象事業者やその内容を決定することとしています。これらの意思決定を取締役会ではなく同委員会が行うことにした理由、及び取締役、同委員会の人選に係る方針についてお伺いします。

また、機構は、公的な支援を受けて業務を行う組織であることから、同委員会での意思決定には公平性、中立性、透明性が求められますが、その確保に向けた運営方針及び同委員会に対するガバナンスの在り方についてお伺いいたします。今回の新たな出資制度の政策的意義には、脱炭

素を契機とした地方創生の実現も含まれることから、地域へ貢献する事業に対して必要十分な資金供給が行われるよう適切に、適正に支援基準を策定することが必要だと考えますが、見解をお伺いします。

また、一部の地域では、再生可能エネルギーに関する施設等の開発により、生活環境への影響に対する住民の不安が高まっています。資金供給に加えて、地域の合意形成に対する機構の取組が重要と考えますが、見解をお伺いします。

機構が個別支援事業を決定する際には環境大臣等が意見を述べる機会について規定されています。どのような方針の下に意見を述べられるのでしょうか。また、事業開始後、支援事業が環境へ悪影響を及ぼすなど不適切な行為により地域でトラブルが生じた場合、環境大臣はどのように対処されるのか、お伺いをいたします。

次に、二本目の柱、地方公共団体に対する財政措置等についてお伺いをいたします。

環境省は、令和二年十月の二〇五〇年カーボンニュートラル宣言以降、地域の脱炭素化に向けた取組に対し、補助金等による支援を強化してきました。こうした状況の中、本法律案では、地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体に、国が財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める旨を規定しました。

今回、法律を改正して、国の地方公共団体への財政支援等の努力義務を法律上明記したことの意義及びその効果についてお伺いします。

現在、地域の脱炭素化に向けた取組においては、専門的知見を有する人材や取組の中核となる人材が不足しています。特に、小規模の自治体は適切な人材の確保が困難な状況です。地域の脱炭素化の実現には、このような地域人材の育成、確保に係る支援措置の強化が欠かせないと考えますが、見解をお伺いします。

地域における脱炭素を実現するための地域脱炭

素ロードマップにおいて、脱炭素先行地域が位置付けられています。二〇三〇年度までに地域内の民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現など、脱炭素ドミノを起すためのモデル地域として位置付けられています。

その選定に当たっては、事業規模のみならず、地域の特性を生かし、地域への貢献度の高い案件が積極的に選定されることが重要だと考えます。環境省は、今回実施した第一回目の公募では、七十九件の応募に対し二十六件を選定しました。脱炭素先行地域の選定方針及び、二〇二五年までに少なくとも百か所を選定するということですが、その見通しについてお聞きいたします。

脱炭素先行地域の公募では、複数の自治体による共同提案も可能とされています。他方、再生エネルギーポテンシャルが高いものの財源や人材が限られているため脱炭素化への取組を進めるのが難しいとされる小規模な地方自治体と、エネルギー需要は大きいものの再生エネルギーポテンシャルが限られている都市部の地方公共団体との間において、電力融通などによる連携を行うことは地方経済の発展に寄与するものと考えます。

このような真に双方にメリットとなる連携を含め、地域間連携で期待される効果と推進方策、現在の検討状況についてお伺いをいたします。

脱炭素に向けては、CO₂を排出させないこととともに、CO₂の吸収の視点も必要です。

CO₂の吸収に関して、地球規模で考えますと、陸域での森林などの植物による炭素吸収は年間十九億トンですが、海域からはそれを上回る二十五億トンもの炭素、吸収をしております。その中でも、日光が届く比較的浅い海域では、海藻や藻類が光合成によって十・七億トンもの炭素を吸収しています。森林が吸収するグリーンカーボンに対して、海の植物による吸収はブルーカーボンと呼ばれています。ブルーカーボンに関して、脱炭素先行地域として選定し、地方公共団体

の取組を支援するとともに、前段の脱炭素化支援機構の支援対象とすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

最後に、再生可能エネルギーの需給調整について、萩生田経済産業大臣と山口環境大臣にお伺いをいたします。

再生可能エネルギーは、発電時にCO₂を発生しない特徴がありますが、発電量が気象状況などに左右されることが課題となっています。太陽光発電は、夜間は発電せず、曇りや雨天では発電量が落ちます。風力発電は、昼夜にわたり発電しますが、風がやんだときや限度を超えた強風時には発電ができません。一方、好天時には太陽光の発電量が大幅に増え、供給が需要を上回る事態も発生しています。これまでの九州電力の管内に加え、今年に入り、四国、東北、中国、北海道の各電力会社の管内でも、発電事業者に対する出力制御が行われました。これでは再生可能エネルギーが無駄に捨てられることになり、再生可能エネルギーの普及とも矛盾してしまいます。

今後、脱炭素に資する再生可能エネルギーの拡大と並行して、需給バランスを調整するための電力の貯蔵、送電における再生可能エネルギーの優先及び日本全域での電力調整などを進めることが極めて重要ですが、具体的にどのような対策を検討しているのか、お聞きいたします。

結びに、現在、世界が直面する気候変動問題は待ったなしの深刻な課題です。これまでの経済活動や生活様式の根本的な変革が迫られています。我が国においても、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するためには、国、地方公共団体、事業者、国民が、それぞれに課せられた責務を自覚し、行動することが求められます。特に、経済を所管する経済産業大臣と環境に責任を持つ環境大臣には、両輪となって社会全体を牽引する強いリーダーシップを発揮していただかなければなりません。

この艱難を越えた後には世界が共生する明るい未来が待っていることを確信して、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣山口壮君登壇、拍手)

○国務大臣(山口壮君) 青木愛議員から、法改正の意義についてお尋ねがありました。

二〇五〇年カーボンニュートラル及び二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の達成に向け、巨額の脱炭素投資が必要です。脱炭素事業の中には、前例に乏しく投融資の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達に難しいものも多いと認識しています。本法案により設立される脱炭素化支援機構は、脱炭素化に資する民間の意欲的な事業に対して、率先して資金を供給し、民間投資の一層の誘発を図るものです。

現行のグリーンファイナンス推進機構によるエネルギー対策特別会計を財源とした出資制度は、対象がエネルギー起源のCO₂の削減に関する事業に限られるのに対し、今般の脱炭素化支援機構による資金供給は、財政投融資を活用することにより、森林吸収源対策など、エネルギー起源のCO₂の削減以外の取組も含めて、より幅広く資金供給することが可能になります。

グリーンファイナンス推進機構が実施している地域脱炭素投資促進ファンド事業の実績については、これまで、三十七件、百八十四億円の出資決定を行い、民間からの投融資千八百七十六億円を誘発し、計約七十五万トンの温室効果ガス排出削減に貢献するなど、一定の成果を挙げているところです。他方で、カーボンニュートラルの実現に向けては、更なる民間投資の促進が必要になっていくと認識しています。

脱炭素化支援機構の設立により、グリーンファイナンス推進機構による投資活動は終了しますが、これまで出資した案件については、投資回収

まで管理することになります。

次に、脱炭素化支援機構の民間資金の呼び水効果についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構による民間資金の呼び水効果の見込みは、環境省において、事業会社等から幅広く聞き取りを行うことで把握した資金支援のニーズや、他の官民ファンド等の呼び水効果の実績も参考にしたものです。

次に、脱炭素化支援機構の収益性の確保についてお尋ねがありました。

グリーンファイナンス推進機構の収益状況については、現在は累積損失が発生している状況ですが、出資案件のいずれでも毀損は生じておらず、また、今後、設備が稼働することで収益を回収する段階に入っていく、黒字化すると見込んでいます。

この度の脱炭素化支援機構については、幅広い事業を対象とすること併せて、投資実務等に専門的知見を有する者で構成される脱炭素化委員会が、事業の収益性を十分に精査して最終決定することにより、収益性を確保してまいります。

投資後のモニタリングについても、脱炭素化支援機構において、対象事業の状況を適時に確認し、必要に応じて事業の企画、実行についての助言や情報提供等の支援を行うとともに、環境省としても適切な対応を促してまいります。

次に、脱炭素化委員会についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構においては、支援決定の判断に当たっては、専門的見地から中立的に判断を行うため、脱炭素事業や金融等の専門的知見を有する者から成る脱炭素化委員会において行うこととしています。

脱炭素化委員会の運営の在り方について、本法案では、特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができない旨、及び委員会の議事録を作成、保存し、株主に開示する旨などの規定により、公正性、中立性、透明性を確保いたします。

また、環境省としても、脱炭素化委員会の運営が適切になされるよう、脱炭素化支援機構を適切に監督してまいります。

次に、地域との共生に係る支援の在り方についてお尋ねがありました。

環境大臣が策定する支援基準については今後検討していくこととなりますが、脱炭素化への貢献、収益性の確保、我が国の経済社会の発展の推進への寄与などに加えて、事業者の環境配慮や地域との共生の確保などについても盛り込むことを想定しています。

次に、個別事業への環境大臣の関与についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構による個別事業への支援決定に際しては、環境大臣が策定する支援基準に照らして、環境配慮や地域共生の点も含む国の政策との整合性などの観点から必要な意見を述べることが想定しています。さらに、対象事業が開始した後、機構は、対象事業者からの実施報告等を通じて、環境配慮や地域共生の点も含めて事業が問題なく実施されているかどうかを確認し、必要に応じて助言等を行うこととしています。

環境省としても、随時、脱炭素化支援機構に適切な対応を促してまいります。

次に、国の努力義務として地方公共団体への財政支援等を法律上明記したことについてお尋ねがありました。

地域の脱炭素化に当たっては、地方公共団体の役割が重要であり、今回の改正法案では、地方公共団体の総合的かつ計画的な施策に対する財政上の措置等を講ずる努力義務を規定し、国の支援姿勢を明らかにしたものです。

環境省として、必要となる所要額の確保に全力で取り組み、脱炭素先行地域を始めとする地方公共団体の脱炭素の取組をしつかりと支援してまいります。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

次に、地域の脱炭素化に取り組む自治体における人材の育成や確保についてお尋ねがありました。

これまで環境省では、実践的なセミナーを通じて、地域で脱炭素事業の中核を担う人材を育成してきました。加えて、本年四月から地方環境事務所に地域脱炭素創生室も新設し、自治体職員からの相談体制の強化を図ったところです。

今後とも、地域における脱炭素分野の人材の能力向上や専門的人材派遣等の支援措置を一層強化してまいります。

次に、脱炭素先行地域の選定についてお尋ねがありました。

脱炭素先行地域は、公表している選定要件に基づき、脱炭素先行地域にふさわしい再生エネルギー導入などのほか、地域の課題解決への貢献可能性等の観点から、学識経験者で構成する評価委員会において評価を行い、選定することとしています。

第一回の脱炭素先行地域の募集では、準備期間が短いにもかかわらず、多くの地方自治体から七十九件の意欲的な提案をいただき、全国で地域脱炭素の機運の高まりを感じているところです。現在、第二回以降の募集に向けても、多くの地方自治体からの高い関心を得ており、環境省としては、これらの地方自治体に対して丁寧な伴走支援を行うことにより、百地域にとどまることなく、できるだけ多くの地域を選定したいと考えております。

次に、地域脱炭素における地域間連携についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、地域脱炭素における地域間連携は、安定的な再生エネルギー供給や地域経済活性化の観点から有効と考えます。今回選定した脱炭素先行地域においても、全国のモデルとして広域連携した取組が含まれております。

引き続き、広域連携を含め、地域特性を踏まえた地域脱炭素の取組について支援してまいります。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次に、ブルーカーボンについてお尋ねがありました。

海藻などの海洋生態系による二酸化炭素の吸収、固定のことを指すブルーカーボンは、温室効果ガスの吸収源としての役割に加えて、水質改善、生態系保全等の相乗効果も期待できるため、重要な気候変動対策の一つです。

環境省としては、温室効果ガスの排出・吸収量目録、いわゆるインベントリーを所管する立場として、ブルーカーボンによる吸収量を我が国のインベントリーに計上が可能であるか検討を進めているところです。

引き続き、関係省庁と連携しながら、ブルーカーボンの活用の在り方について検討してまいります。

また、脱炭素化支援機構の支援対象となるかどうかについては、脱炭素化への寄与の程度や事業の収益性等を十分に精査して判断していくこととなります。

最後に、再生可能エネルギーの需給調整についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーの大量導入を進めるためには、太陽光や風力の出力変動をうまく調整することが必要であり、余った再生エネルギーをためる蓄電池や水素の活用が重要であると認識しております。

このため、環境省では、太陽光発電と併せて蓄電池を導入する取組や、動く蓄電池である電気自動車等の導入を支援しております。また、地域の再生エネルギー由来の電力を水素として利用する取組への支援も行っております。

引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入を図るべく、関係省庁と連携して、調整力の確保も進めてまいります。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇、拍手)
○国務大臣(萩生田光一君) 青木議員からの質問にお答えします。

の措置についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーの出力抑制は、電力の供給量が需要量を上回ると見込まれる場合において、電力システム全体の需給バランスを保つために必要な措置ですが、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けては、これを可能な限り低減することも重要です。

このため、引き続き、補助金により、電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入を支援するほか、石炭火力などよりも再生エネルギーが優先的に電力系統を利用することができるようなルールの見直し、地域間連系線の増強に向けたマスタープランの策定などに取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 芳賀道也さん。

(芳賀道也君登壇、拍手)

○芳賀道也君 国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。

初めに、ロシアの軍事侵攻にさらされ続けているウクライナ国民に連帯の意を表します。子供たちや市民を標的にしたロシア軍による深刻な戦争犯罪が日々明らかになっています。到底認められない蛮行を繰り返すロシアを非難するとともに、断固として抗議します。日本政府として、各国との連携を図りながら、人道支援も含めた我が国独自の対応を進め、毅然とした対応を貫くことを強く求めます。

それでは、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、国民民主党・新緑風会を代表し、質問いたします。

パリ協定の採択以降、脱炭素に向かう国際的潮流は高まり、我が国においても、二〇五〇年カーボンニュートラル、二〇三〇年度温室効果ガス二〇一三年度比四六％削減を国際社会に約束しています。昨年十月には、これらの目標を踏まえ、エネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画を改定

しました。

しかし、本年二月以降のロシアによるウクライナ侵攻により、世界のエネルギー事情は一変しました。エネルギーの安全保障の確保は各国の最重要課題となり、エネルギーの確保や価格高騰の鎮静化への対応を迫られています。我が国においても、原油価格の高騰や、それを背景とした電気料金やガス料金等の値上がりが続いています。六月分の大手電力会社十社の電気料金は比較できる過去五年間で最も高い水準となり、ガス料金も大手四社全てが値上がりしています。こうしたエネルギー価格の高騰は、国民生活や企業経営に大きな負担となっています。

天然資源の少ない我が国にとって、エネルギーを安全、安定、安価に確保することは国民生活を守るために極めて重要であり、先ほど申し上げましたウクライナ危機により、改めてエネルギーの安定供給の重要性を強く認識しました。さらに、我々は、エネルギーの安定供給を大前提に、将来世代へより良い地球環境を残すため、カーボンニュートラルの実現に取り組んでいかなければなりません。

エネルギーの低廉かつ安定的確保とカーボンニュートラル実現の両立に関し、ウクライナ情勢を踏まえた政府の方針について、環境大臣及び経済産業大臣に伺います。

また、ウクライナ情勢がエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画に及ぼす影響、見直しの必要性について、環境大臣及び経済産業大臣の御認識を伺います。

先ほども申し上げましたとおり、我が国は天然資源が少ない島国のため、資源大国のアメリカや各国が電力網で連結されているヨーロッパに比べて、エネルギー安全保障面で課題があると思います。こうした中、原子力発電については、代わりとなるエネルギー源が確立されるまでは、電力供給基盤における重要な選択肢と認識しています。

特に、有事においては、国民の生活や経済活動を守るためにはあらゆる選択肢を持つことが必要と考えます。

現下の情勢を鑑みれば、一刻も早く安定的な電力供給の下、カーボンニュートラルと電気料金の低減を両立させることが急務と考えますが、ウクライナ情勢を踏まえた今後の原子力政策について、経済産業大臣に伺います。

また、再稼働を進めるとなれば、立地地域を始めとした国民理解が欠かせません。どのように理解を得ていくかについて、併せて経済産業大臣に伺います。

カーボンニュートラル実現には、徹底した省エネルギーと、電源の低・脱炭素化や電化の推進、運輸部門における電動車の普及促進、蓄電池やCO₂フリーの水素・アンモニア合成燃料の開発、生産支援を行うなど、革新的なイノベーションとその社会実装を通じた大幅なCO₂削減が必要となります。そのためには、研究開発や設備投資に対し継続的な巨額の投資が必要であり、産業界の努力だけではなく、政府の強力な後押しが必要です。

政府は、グリーンイノベーション基金として、NEDOに二兆円の基金を造成し、グリーン成長戦略の十四の重点分野について、十年間、研究開発、実証から社会実装まで継続して支援するとしています。また、本法律案では、新たな官民ファンドを設立し、財政投融资から二百億円を出資し、技術的には実用化し、収益性があるものの民間のみでは資金調達が困難な脱炭素事業の事業化や規模拡大に対する資金供給等を行い、民間投資の一層の誘発を図るとしています。

しかし、衆議院環境委員会での本法律案に関する議論では、出席した参考人から、本法律案による新たな出資制度に期待するものの、二百億円の投入は効果的には非常に限定的で、出資を一桁上げる必要があるのではないかという指摘もありました。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

りました。

現在の政府の脱炭素の投資への支援は、脱炭素への取組を通じて我が国の経済競争力を強化するにふさわしい、競合国に見劣りしない十分なものと言えるでしょうか。

我が会派では、成長とカーボンニュートラルの両立には、小規模、短期、場当たりの財政支出を転換し、大規模、長期、計画的な産業支援措置を講ずることによる生産性の向上が必要であると考えます。また、カーボンニュートラルと密接に関わるデジタル化も含め、より長期的、計画的に推進するための基金の創設も有効であると考えます。

岸田総理は、今月、ロンドンでの基調講演において、二〇五〇年カーボンニュートラル及び二〇三〇年度削減目標実現に向けて、二〇三〇年に十七兆円、今後十年間で官民協同による百五十兆円の新たな関連投資の実現などを表明されたところであり、しかし、グリーンイノベーション基金の増額及び新たな官民ファンドへの政府出資の増額も含め、脱炭素投資への政府支援について、環境大臣及び経済産業大臣の御見解を伺います。

経済社会全体の変革が求められるカーボンニュートラルを実現する過程においては、誰一人、どの地域も取り残すことのない公正な移行に向けて、雇用対策も進めていかなくてはなりません。

脱炭素化社会への移行において、相対的に大きな負担を受ける産業分野と、これに従事する労働者及びこれらの産業が立地する地域を支援することが必須であります。その認識は、パリ協定はもとより、昨年開催されたG7、COP26においても共有されているところであります。

EUは、公正な移行基金を創設し、気候中立経済等への移行に伴い深刻な社会経済的課題に直面する地域において人や経済、環境に対する支援を提供するため、七年間のEU予算及び復興基金で

約百七十五億ユーロ、二兆四千億円を拠出するとしています。また、アメリカのバイデン政権も、雇用政策と気候変動対策を一体として進めています。

また、地域の脱炭素化に向けて、本法律案では、国の地方公共団体に対する財政支援の努力義務を規定しています。地域によつては、エネルギー施設や大規模な工場が地域雇用の受皿となり、地域経済を支えているという状況もある中で、カーボンニュートラルにより、雇用の喪失や、工場、発電所等が撤退せざるを得ない地域に対して、脱炭素やカーボンニュートラルの効果に応じたインセンティブ的な財政支援を創設すべきではありませんか。国は地方公共団体に対しどのような支援を実施していくのか、環境大臣及び厚生労働大臣に伺います。

カーボンニュートラルの実現においては、我が国の基幹的な産業である自動車産業の脱炭素化を、ほかの主要国の対応に後れを取らないよう推進することが重要です。国民民主党・新緑風会は、自動車産業の脱炭素化の推進に関し、基本理念、国の責務、施策の基本事項を定めることにより自動車産業における脱炭素化を総合的かつ一体的に推進する自動車産業脱炭素化推進法を超党派で提出しております。本法案の速やかな成立が必要と考えますが、環境大臣及び経済産業大臣の御見解を伺います。

国民民主党・新緑風会は、気候変動による自然災害や食料危機、厳しさを増す国際環境など、様々な危機を想定外とすることなく、経済、エネルギー等の広義の安全保障政策に万全を期し、国民と国土を守り抜くことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣山口壮君登壇、拍手)

○国務大臣山口壮君 芳賀道也議員から、ウクライナ情勢を踏まえた低廉かつ安定的なエネルギーの確保とカーボンニュートラル実現の両立に

ついてお尋ねがありました。

現下のウクライナ情勢、気候変動対策の緊急性を踏まえれば、自前の国産エネルギーである再生可能エネルギーを始めとする脱炭素電源の重要性は以前にも増して高まっています。その際、あらゆる選択肢を追求しながら、エネルギーの低廉かつ安定的確保に努めることにより、カーボンニュートラルとの両立を実現していきます。

次に、ウクライナ情勢が地球温暖化対策計画へ及ぼす影響と見直しの必要性についてお尋ねがありました。

ウクライナ情勢の中においても気候変動対策の緊急性は不変であり、昨年閣議決定した地球温暖化対策計画等を踏まえて、二〇三〇年、そして二〇五〇年に向けて取組を加速することによりはなりません。

次に、脱炭素化支援機構への政府出資の増額等、脱炭素投資への政府支援についてお尋ねがありました。

二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度目標達成のためには、あらゆる分野で施策を総動員、連携させることが必要です。今回の法改正による資金供給の強化は、その一環であります。

脱炭素化支援機構に対する国からの出資額は、令和四年度は最大二百億円であると同時に、新たな機構は二〇五〇年度のカーボンニュートラルの実現まで切れ目なく脱炭素投資を支援していくこととなっています。今年度、脱炭素化支援機構が

良いスタートを切り、良いプロジェクトを発掘し、次年度以降につなげていきたいと思っております。次年度以降の具体的な出資額については、御指摘の点も踏まえ、更なる資金ニーズに対応できるよう検討していく所存です。

なお、脱炭素化支援機構による資金供給を着実に進めることも含め、脱炭素ドミノを起すことによつて、世界のESGMネーを呼び込んでくるとの意気込みで取り組んでまいります。

次に、地域の脱炭素化の過程における公正な労働力の移行の観点からの国の地方公共団体に対する支援についてお尋ねがありました。

地域の脱炭素化は、経済活性化や生活の質の向上を実現する地方の成長戦略ツールになり得るものです。このため、地方公共団体を複数年度にわたって支援する総合的な交付金制度として地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設し、令和四年度予算に二百億円を盛り込んだところです。その中で、労働力の公正な移行を円滑に進めていくことが重要であると認識しております。

地域の脱炭素化の推進に当たっては、脱炭素を前提とした施策を総動員しながら、新しい資本主義の中で、誰一人取り残さない炭素中立型の経済社会変革に向けて、関係府省と連携して引き続き取り組んでまいります。

最後に、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案についてお尋ねがありました。

お尋ねの法律案の国会における取扱いについては、国会でお決めたことであるため、今見解を述べることは差し控えたいと思いますが、二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向けて、自動車分野の脱炭素化は不可欠であり、多様な脱炭素技術の選択肢を追求することも重要と認識しています。

このため、環境省では、再生可能エネルギーとセットでの電気自動車等の利用促進、燃料電池バスの導入支援、水素内燃機関トラックの技術実証事業等の様々な施策を進めており、引き続き、関係府庁等と連携して自動車分野の脱炭素化を推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣秋生田光一君登壇、拍手〕
○国務大臣(秋生田光一君) 芳賀議員からの質問にお答えします。

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた我が国のエネルギー政策の方針についてお尋ねがありました。

今回の事案を受けて、すぐに使える資源が乏しく、自然エネルギーを活用する条件が諸外国と異なる我が国において、エネルギーの安定供給を確保することの重要性を改めて認識しました。

我が国の国際競争力の維持強化と国民生活の向上の観点から、エネルギー政策においてはSプラス3E、すなわち安全性、安定供給、経済効率性、環境適合のバランスを取ることが最重要課題です。引き続き、この基本方針の下、Sプラス3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源が存在しないことや今後の技術革新などの不確実性を踏まえ、再エネ、原子力、火力、水素、CCUSなど、あらゆる選択肢を追求しながら、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に取り組んでまいります。

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえたエネルギー基本計画の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

昨年十月にエネルギー基本計画を策定した時点では、今回のウクライナ侵略は想定していなかったものの、その策定に当たっては、ロシアの軍事的プレザンスの高まりなど、エネルギーに関係する情勢変化も十分に踏まえており、同計画の中には、安定的で安価なエネルギー供給を確保する重要性を盛り込んでいます。具体的には、Sプラス3Eの実現に向けて再エネ、原子力、水素、CCUSなどあらゆる選択肢を追求することに加え、エネルギー自給率の向上や資源の調達先の多角化などを進めていくことを基本方針として示しているところです。

引き続き、こうした方針の下でロシアへのエネルギー依存度の低減に向けた取組を進めていく予定であり、今回の事態を受けて直ちにエネルギー基本計画を見直すことは考えておりません。

ウクライナ情勢を踏まえた今後の原子力政策についてお尋ねがありました。

に使える資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給の確保に向けてあらゆる選択肢を追求していくことの重要性を改めて認識しました。その上で、原子力は、実用段階にある脱炭素のベースロード電源であり、安定供給を確保する観点からも、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくこととしています。

こうした方針の下、革新炉の研究開発や人材の育成、さらには将来につながるような原子力サプライチェーンの維持強化といった取組も足下からしっかりと進めてまいります。

原子力発電所の再稼働に向けた立地地域を始めとする国民理解についてお尋ねがありました。

原子力発電所については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるとするのが政府の方針です。

その際、国も前面に立ち、原子力の意義や必要性などについて丁寧な説明を尽くし、立地自治体を始めとする関係者の御理解と御協力が得られるよう粘り強く取り組んでまいります。

グリーンイノベーション基金の拡充を含めた脱炭素投資への政府支援についてお尋ねがありました。

二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素やアンモニアなどのエネルギー分野、製造業を始めとする産業分野、運輸分野など様々な分野において脱炭素化に向けた投資を加速させることが重要です。

一定の仮定の下での脱炭素化に向けた投資額については、二〇三〇年では約十七兆円、今後十年間では約五百兆円の投資が必要になると考えており、今後は、官民を挙げてグリーンエネルギー分野における投資を加速するため、必要な対策を具体化してまいります。

特に、御指摘のグリーンイノベーション基金の拡充については、産業界からも様々な御意見をいただいております。最新の技術動向や国際環境の変化なども踏まえつつ、今後の対応をしっかりと検討してまいります。

自動車産業脱炭素化推進法案についてお尋ねがありました。

議員提出法案について政府としてコメントすることは差し控えます。

その上で、政府としては、二〇三五年までに乗用車新車販売で電動車一〇〇%を実現するとともに、二〇五〇年に自動車の生産、利用、廃棄を通じたCO₂ゼロを目指すこととしています。

これに向けては、これまで培った我が国の強みを生かす形で多様な技術の選択肢を追求することが重要であると考えており、引き続き、再生可能エネルギーの最大限の導入のほか、購入支援や充電、充填インフラの整備を通じた電動車の普及促進、蓄電池の大規模製造拠点の立地支援、合成燃料の技術開発支援、中小サプライヤーの業態転換支援など、包括的な措置を講じてまいります。(拍手)

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕
○国務大臣(後藤茂之君) 芳賀道也議員の御質問にお答えいたします。

地域の脱炭素化に向けた公正な労働力の移行の支援についてお尋ねがありました。

脱炭素化により産業構造が変化していく中、円滑な労働移動の実現を図るためには、地域の労働者に対して適切な再就職支援や学び直しの機会の提供を行っていくことが必要です。このため、今後成長が見込まれるデジタルやグリーンなどの分野における産業界のニーズを把握しながら、それに対応した職業訓練等の機会の提供に努めていきたいと考えています。

また、産業構造の変化に伴い、地域の雇用に影響

響を与える事態が生じる場合には、地方公共団体と連携しながら効果的に再就職支援を行うなど、雇用と暮らしを守るための取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 清水貴之さん。

(清水貴之君登壇、拍手)

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之です。

会派を代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。

初めに、気候変動が一因となつていられると考えられる気象災害は、近年、世界各地でより一層深刻な被害を及ぼしています。国内においても、猛暑や豪雨などの極端な気象現象が増加しており、人々の生命や暮らしなどに深刻な被害をもたらしています。また、気候変動に関する政府間パネルが昨年八月に公表した第六次評価報告書第一作業部会報告書では、人間の活動が地球温暖化の原因であることが初めて断定され、さらに、向こう十数年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、二十一世紀中に地球温暖化は一・五度から二度進むことが示されました。

加えて、先般公表された気候変動に関する政府間パネルの第六次評価報告書第三作業部会報告書では、遅くとも二〇二五年までに世界の温室効果ガス排出量を減少させる必要性が指摘され、気候変動対策は待ったなしの状況にあります。

そこで、山口環境大臣に伺います。

同日出された環境大臣談話では、経済社会全体の大変革のためのグランドデザインが必要であるとしていますが、大変革とは何を示すのでしょうか。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻は、欧州を中心に各国のエネルギー政策に大きな打撃を及ぼしており、化石燃料への揺り戻しや国際協調の

乱れなど、気候変動対策の後退が懸念されているところですが、国内においても、エネルギー政策の修正を求める声も上がっています。先日、政府がロシア産の原油禁止の方針を打ち出しました。このことは、調達不安につながるという心配がありつつも、日本が目指す脱炭素社会への契機ともなり得るのではないのでしょうか。環境大臣の考えをお聞かせください。

続いて、経済産業大臣に伺います。

三月には東京電力と東北電力の管内で初の電力需給逼迫警報が出されましたが、今後の対策の一つとして、地域間での送電線の充実を通して、蓄電の能力を高める総合的な電力システムの構築が欠かせないと考えられています。また、風力発電の国別導入量は中国がトップであり、各国導入を加速する中、日本は大幅な後れを取っています。こうしたエネルギーの多様化に順応し、エネルギーの安定調達に向け、将来像を早急に見直す必要性があるのではないのでしょうか。お答えください。

ロシアのウクライナ侵攻を機に、各国はエネルギー安全保障の見直しを進めています。日本は、運輸分野では石油、電力では天然ガスに依存をしているため、海外依存度は依然高い状況にあります。国内でつくり出すエネルギーを増やすことをエネルギー安全保障上重要な視点と捉え、安定した電力源である原子力の位置付けをこれまで以上に重視する考えはありますでしょうか。

昨年十月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、二〇三〇年の電源構成における原子力の比率を二〇から二二％にする計画ですが、電力調査統計においては二〇二〇年度の電力供給における原子力発電の割合は四・四％でした。エネルギー基本計画の原子力発電比率の目標を達成するためには、原発は何基必要であると考えますか。また、二〇三〇年目標の実現には、E.U.同様、原子力発電を気候変動の重要手段であると位置付け、

再稼働を進めなければ実現できないと考えますが、経済産業大臣の見解をお聞かせください。

今回の法律案の柱の一つは、二〇五〇年カーボンニュートラル及び二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の実現に向けて、世界のESG資金を呼び込むため、新たな官民ファンドとして株式会社脱炭素化支援機構を設立することです。しかし、既に、環境省の補助金事業である地域脱炭素投資促進ファンド事業において、一定の採算性、収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対する出資が行われています。

現在運営中の十三の官民ファンドは、二〇二一年三月時点で財政投融資などにより政府から計一兆五千九百五十六億円、民間からの出資など計七千七百九十一億円を受け入れています。その中の六つのファンドが累積損失を抱えています。

その中で、経済産業省所管の官民ファンド、クールジャパン機構は、投資案件の失敗が相次ぎ、経営陣の刷新も行われましたが、二〇二〇年度末の累積損失は二百三十一億円に拡大しました。例えば、機構がおよそ十億円投資したマレーシアにある伊勢丹ジャパンに関しては、開業から僅か一年半で株式を売却するという結果となりました。ブドウ一箱二万円など、値付けが非常に高い商品や、日本文化を海外に発信させるとは到底思えない商品が並び、客足が伸びませんでした。

さらに、日本の漫画や邦画のハリウッド映画化を目的とした映画会社のANEWには、産業革新機構から二十二億円の投資がされたにもかかわらず、五年間で映画の一本も作れなかったというさ

ざんな結果となっています。当時の経済産業省の評価では順調な経営とされ、二〇一四年に十一億円の追加投資を行いました。結局、二〇一七年には投資額の僅か一・五％の三千四百万円ですべて売却されています。委員会での件を経済産業省にたまたしたところ、投資の成果として権利関係の整理やノウハウが蓄積されたとの返答でしたが、数

十億円にも及ぶ投資の成果として果たして十分なものだったと言えるのでしょうか。改めて、経済産業大臣の見解をお聞きしたいと思います。

そもそも、官民ファンドの役割は、民間では集まりにくい投資を行い、日本の潜在成長率を高めるといったことが基になっています。しかしながら、例に挙げた伊勢丹ジャパンやANEWへの投資を官民ファンドで行う必要が本当にあったのでしょうか。民業を補完するのではなく、民間が手を出さないような内容の良くない投資を行った結果、累積損失を増やしたのではありませんか。投資ですから、成功もあれば失敗もあることは理解しますが、このような事例に関して、経済産業省としてどのように総括をしているのか、お聞かせください。

加えて、官民ファンドは、他の公的機関とのバランスから、民間ファンドならば得られるような高い報酬はかなわず、優秀な人材が不足しがちだと聞きます。人材不足は収益確保が困難となる原因にもなりかねないと考えますが、日本の経済成長に役立つ投資案件を発掘する体制づくりを急ぐべきではありませんか。

時間の関係で詳細は差し控えますが、農林水産省の農林漁業成長産業化支援機構、A-FIVEも百十五億円の損失を抱え、官民ファンドでは初めて業務を停止されました。

こういった課題が解消されていない中で、なぜ既存事業の活用ではなく、新たな官民ファンドを立ち上げる必要があるのでしょうか。お答えください。

また、環境省は、新たなファンドの民間資金の呼び水効果をどの程度になると想定しているのでしょうか。その想定及び具体的根拠についての見解をお願いいたします。

新たな出資制度は、財政投融資を活用した制度であることから、収益性の確保が求められます。しかし、既存の地域脱炭素投資促進ファンド事業

の実施主体である一般社団法人グリーンファイナンス推進機構は、プロジェクト投資ベースでは黒字を確保しているものの、事業経費等も含めた機構全体の収支では、令和二年度末の時点でおおよそ十四億円の累積損失を計上しています。新たに設立される株式会社脱炭素化支援機構は他の官民ファンドに比べ設置期限が長いですが、機構の長期の収益性確保の見通し、また、収益性確保に向けた具体的方策について、環境大臣に伺います。

さらに、機構の設置期限が二〇五〇年度末までと想定されていることを見据えた場合、機構自身が日本のESG投資の促進に資する投資人材を育成していくことも必要と考えますが、投資人材の育成において機構の果たすべき役割をお聞かせください。

加えて、機構の役員の選任に当たっては、公務員の新たな天下りのあつせんとの疑いの目を掛けられないような運用を行うことが必要であると考えますが、環境大臣、いかがでしょうか。

脱炭素先行地域についても伺います。

政府は、二〇二五年度までに脱炭素先行地域を少なくとも百か所選定する方針とのことですが、先日、十九道府県の二十六か所が選定されましたが、いち早く脱炭素ドミノを実現するためには、選定のスピードアップと、先行地域での取組が他の地域に面が広がっていくことが重要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

地球温暖化対策は、政府が号令を掛ければ進むものではありません。国民、自治体、民間、特に日本企業の九割を占める中小企業の理解と協力なくして実現しません。施策の実施に当たっては、より積極的な広報や簡易な手続が求められると考えられますが、環境大臣の考えをお聞かせください。

日本維新の会は、次世代により良い地球と地域を残していくため、脱炭素化の実現に共に全力で取り組んでいくことをお約束し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣山口壮君登壇、拍手)

○国務大臣(山口壮君) 清水貴之議員から、経済社会全体の大変革のためのブランドデザインについてお尋ねがありました。

気候変動問題に取り組み、カーボンニュートラルを実現するためには、エネルギー供給構造の変革、産業構造の変革、地域脱炭素の後押しや、国民一人一人のライフスタイルの変革など、経済社会全体の大変革が必要です。この大変革の実現に向けて、イノベーションをどう推進するか、あるいは成長に資するカーボンファイナシングをどのように位置付けるか等を含むブランドデザインづくりが不可欠であり、政府を挙げて早急に進めてまいります。

次に、ウクライナ情勢を踏まえ、日本が目指す脱炭素社会についてお尋ねがありました。

確かにウクライナ情勢は乱気流ではあります。再生可能エネルギーを始めとする脱炭素電源の重要性は以前にも増して高まっており、二〇五〇年カーボンニュートラル、二〇三〇年度目標に向けて取組を加速していくという方針に変更はございません。その際、あらゆる選択肢を追求しながら、エネルギーの低廉かつ安定的確保に努め、カーボンニュートラルとの両立を実現する中で、経済社会全体の大変革を目指してまいります。

次に、新たに脱炭素化支援機構を設立する必要性についてお尋ねがありました。

二〇五〇年カーボンニュートラルの実現や、二〇三〇年度目標の達成に向けては、巨額な脱炭素投資が必要となります。脱炭素事業の中には、前例に乏しく投融資の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達が難しいものも多いと認識しております。本法

案により設立される脱炭素化支援機構は、脱炭素化に資する民間の意欲的な事業に対して、率先して資金を供給し、民間投資の一層の誘発を図るものです。

現行のグリーンファイナンス推進機構によるエネルギー対策特別会計を財源とした出資制度は、対象がエネルギー起源のCO₂の削減に関する事業に限られるのに対し、今般の脱炭素化支援機構による資金供給は、財政投融資を活用することにより、森林吸収源対策など、エネルギー起源のCO₂の削減以外の取組も含めて、より幅広く資金供給することが可能になります。

次に、民間資金の呼び水効果についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構の呼び水効果については、環境省において、事業会社等から幅広く聞き取りを行うことで把握した資金支援のニーズや、他の官民ファンド等の呼び水効果の実績も参考にしつつ、二〇二二年度は二百億円の資金供給に対し、その四倍の八百億円の民間投資を呼び込み、事業規模一千億円程度の脱炭素投資の実現に貢献することを想定しています。

次に、脱炭素化支援機構の収益性の確保についてお尋ねがありました。

グリーンファイナンス推進機構の収益状況については、現在は累積損失が発生している状況ですが、出資案件のいずれでも毀損は生じておらず、また、今後、設備が稼働することで収益を回収する段階に入っていく、黒字化すると見込んでいます。

この度の脱炭素化支援機構については、幅広い事業を対象とすること併せて、投資実務等に専門的知見を有する者で構成される脱炭素化委員会が事業の収益性を十分に精査して決定することにより、収益性を確保してまいります。

次に、脱炭素化支援機構による投資人材の育成についてお尋ねがありました。

官民ファンドの目的の一つとして、将来、民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する

ことが挙げられます。脱炭素化支援機構においても、政府と連携してスケールの大きな仕事ができるという機構の強みを生かした案件組成や、民間事業者との協調出資の経験等を通じて、民間で活躍できる投資人材を育成できるものと期待しています。

次に、脱炭素化支援機構の役員の選任についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構の設立に当たっては、適材適所の人事配置を行ってまいります。退職公務員を脱炭素化支援機構の役員に就任させることは想定していません。

いずれにせよ、公務員の新たな天下りの手段との疑念を持たれないよう、脱炭素化支援機構の運営を適切に監督してまいります。

次に、脱炭素ドミノ実現についてお尋ねがありました。

まず、先般、脱炭素先行地域として二十六件の提案を選定しました。今後、年二回程度募集し、評価委員会の評価を経て、百地域にとどまることなく、できるだけ多くの地域を選定したいと考えており、応募を検討している地方自治体に対しては、環境省として丁寧な伴走支援を行ってまいります。

脱炭素先行地域は、二〇五〇年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す全国モデルとなる地域です。それぞれの先行地域が起点となつて、全国津々浦々に脱炭素ドミノが広がっていくことを期待するものです。

最後に、あらゆる主体の理解と協力を得るための積極的な広報や簡易な手続についてお尋ねがありました。

二〇五〇年カーボンニュートラルの実現のためには、国民、自治体、企業、特に中小企業など、全てのステークホルダーの理解と協力も不可欠と認識しております。

このため、あらゆる機会を捉えた情報発信を行

うことと併せて、私や副大臣、政務官が自治体首長や地域の商工会議所を始め様々な関係者の方々と意見交換を行う全国行脚や、経済団体等との意見交換を実施しております。また、中小企業に対して、温室効果ガス排出量の算定支援など、事務負担の軽減にも取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣秋生田光一君登壇、拍手〕

○国務大臣(秋生田光一君) 清水議員からの質問にお答えします。

エネルギーの安定調達に向けた将来像についてお尋ねがありました。

今般の電力需給逼迫やロシアによるウクライナ侵略も踏まえて、改めて安定的な電力供給の確保や、資源の調達先の多角化の重要性を認識しました。すぐに使える資源が乏しく、周囲を海で囲まれた日本においては、多様なエネルギー源をバランスよく活用することで、将来にわたってエネルギーの安定供給を確保してまいります。

そのため、脱炭素電源である再生エネルギーの最大限導入や、安全最優先の原発再稼働を進めるとともに、火力についても脱炭素化に向けて水素、アンモニアなどの活用を進めるなど、現実的でバランスの取れたエネルギー供給体制の構築を目指します。

こうした考え方は昨年十月に閣議決定されたエネルギー基本計画にも明記されており、直ちに直すことは考えておりません。

エネルギー安全保障上の原子力の位置付けについてお尋ねがありました。

すぐに使える資源の乏しい我が国にとって、実用段階にある脱炭素のベースロード電源である原子力は、安定供給の観点からも重要な電源であると考えており、この位置付けに変更はありません。

こうした観点も踏まえ、原子力発電所については、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた場合にその判断を尊重し、地元の理解を得

ながら再稼働を進めていくことが政府の方針です。

また、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けては、原子力を含めたあらゆる選択肢を追求する方針の下、革新炉の研究開発や人材の育成、さらには将来につながる原子力サブプライチエーンの維持強化といった取組も足下からしっかり進めてまいります。

二〇三〇年度の原子力発電比率の目標達成についてお尋ねがありました。

気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価なエネルギー供給の確保は最重要課題であり、安全確保を大前提とした上で原子力を利用していくことは欠かすことができません。二〇三〇年度の原子力比率については、実際の設備利用率などは発電所ごとに異なるため確定的にお示しすることはできませんが、機械的に計算しますと、二十五基から二十八基程度で達成できる計算となります。

今後とも、安全性の確保を大前提に、地元の御理解を得ながら原子力発電所の再稼働を着実に進めてまいります。

官民ファンドによる投資案件の成果についてお尋ねがありました。

産業革新機構による株式会社オールニッポン・エンタテインメントワークスへの投資案件については、本案件への投資を通じて、著作権等の権利関係の整理に関する経験、ノウハウが蓄積され、政策的な意義があったものと認識しておりますが、結果的に投資の成果については損失を計上していること認識しています。

一方で、一般論として、産業革新機構やクールジャパン機構を含め、官民ファンドは、政策的意義はあるものの、民間だけでは十分に資金が供給されない分野に対してリスクマネーを供給する役割を担っており、個別の投資案件の赤字のみをもってファンド全体の投資が直ちに政策的に失敗

であったとは考えておりません。

官民ファンドの投資失敗案件の総括についてお尋ねがありました。

官民ファンドの投資は、民間投資の集まりにリスクの高い分野への投資が含まれることから、法人全体としてのプラスの収益の確保を目指すものの、個別では損失となり得る案件もあります。

国の役割は、個別の投資案件を通じて得られた知見を今後の投資活動に生かす環境整備をすることです。このため、産業革新機構の後継である産業革新投資機構では、投資判断を行う社内の委員会について、その過半数を様々な知見のある社外取締役とするともに、新たに投資業務の事後的な評価機能を持たせる法改正を行っています。

また、クールジャパン機構は、設立初期は、過度に政策的意義を重視し、収益性に課題があったため、現在は、現地企業との連携による適切なニーズ把握や既に事業基盤がある事業への投資を中心とするなど、政策的性と収益性のバランスを追求する組織運営の見直しに取り組んでおります。

今後とも、官民ファンドが適切に運営されるよう取り組んでまいりたいと思います。

官民ファンドの報酬水準と人材獲得についてお尋ねがありました。

官民ファンドは、民間だけでは不十分な政策的意義の高いリスクマネー投資を行っており、その成果を達成するためには優れた人材の確保が重要です。このため、役員に適切な動機付けがなされるように報酬制度を設計する必要があります。

御指摘のとおり、官民ファンドは公的な組織であることから、他の公的機関の報酬制度を参照する必要がありますが、金銭面での水準には一定の限界があります。他方、金銭的な報酬のみならず、国の政策や社会への貢献、ネットワークの獲得など報酬以外の魅力もあることから、これらの魅力もアピールすることで、適切な人材を確保していき

いと考えております。

引き続き、政策目標を達成するために、優れた人材の獲得に向けて努力してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山下芳生さん。

〔山下芳生君登壇、拍手〕

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

会派を代表して、温暖化対策推進法改正案について関係大臣に質問します。

南太平洋に浮かぶソロモン諸島では、既に五つの島が海に沈みました。インド洋で水没の危機にあるモルディブの元大統領は、一・五度に抑える目標を放棄することは我々への死刑宣告だと昨年のCOP26で訴えました。南極では、氷河の先端が海にせり出した棚氷の崩壊が急速に進んでいきます。最新の研究ではこれを引き金とする大規模な氷床の崩壊が危惧されており、そうなれば大規模な海面上昇となります。

温暖化による海面上昇は百年、二百年と長く続きます。将来世代の被害を少しでも和らげるためにCO₂の排出削減は急務です。

山口環境大臣、こうした温暖化の深刻さを政府と国民がリアルに認識することが温暖化対策の土台になると考えますが、その認識はありますか。

COP26では、平均気温の上昇を一・五度に抑える努力を追求することで合意しました。そのために残された炭素排出量、カーボンバジェットは、今のペースだと十年ほどで使い切ってしまう。最新のIPCCの報告書では、今世紀末に一・五度に抑えるためには、温室効果ガスの排出量が遅くとも二〇二五年までにピークに達し、減少に転じる必要があると指摘しました。

人類に残された時間は僅かしかありません。松野官房長官、日本の二〇三〇年四六％削減の目標では一・五度と整合しないのではありませんか。直ちに削減目標を引き上げ、先進国としての責任を果たすべきではありませんか。

昨年、G7共同声明は石炭火力発電が世界の気温上昇の最大の原因であると指摘し、COP26は石炭火力を削減していくことに初めて合意、IEA、国際エネルギー機関のロードマップは二〇三〇年までに先進国における石炭火力の全廃を求めました。

グテーレス国連事務総長は、大量排出を続ける政府と企業に対し、彼らは、より安価で再生可能な解決策が雇用やエネルギー安全保障、価格の安定性を提供しているときに、化石燃料への既得権益と歴史的投資に基づいて地球を窒息させていると厳しく指摘し、再生可能エネルギーの迅速で大規模な導入、石炭火力の全面停止、化石燃料への補助金の廃止を要求しています。

しかし、日本は、昨年に続いて今年もG7の共同声明に石炭火力の二〇三〇年までの廃止を盛り込むことに反対し、大型石炭火力の新規建設を依然として続けています。

官房長官、いつまで世界の流れに背を向け続けるつもりですか。G7の中で唯一石炭火力を廃止する期限を示していないという恥すべき地位から即刻抜け出すべきではありませんか。お答えください。

岸田政権は、石炭火力の維持策として、アンモニアや水素などの混焼によるゼロエミッション火力の推進を掲げています。しかし、この方式は、国際的には排出削減対策とは認められていません。

株主や政策決定者向けの提言を行っている英国のシンクタンク、トランジション・ゼロは、今年二月、アンモニア混焼に関するレポートを発表しました。レポートは、日本政府が二〇三〇年の実用化を目指す二〇%の混焼率でもCO₂の排出量は最新の石炭火力並み、五〇%の混焼率に引き上げたとしてもLNG火力より排出量は多いと指摘しています。コストの面では最も安いダークアンモニアでも石炭の二倍となり、NO_xやPM_{2.5}・

五が発生するリスクもあるとされています。さらに、アンモニアの生産は海外に依存せざるを得ず、エネルギー安全保障上の疑問も呈されています。

岸田首相は、脱炭素を名目に、原子力を最大限活用するとしています。しかし、深刻な原発事故を起こした日本で原発の再稼働、新増設はやれない、やるべきではありません。

その上で、同レポートはアンモニア混焼について次のように結論付けています。
アンモニアが法外な高コストの発電技術であり続けることが見込まれ、カーボンニュートラルという日本の目標達成に対してはほとんど効果が無い、経済と環境に対する説得力のある論拠が存在しない状況から考えると、根底にある動機は石炭火力発電所の存続と受け取れる、日本企業が発電においてアンモニアを追求し続けることは不必要な株主価値下落につながるようになる。

再生可能エネルギーこそ未来への道です。
環境省の試算では、再生可能エネルギーの潜在量は電力需要の五倍もあります。研究者は、自然エネルギーの設備に必要な面積は国土のおよそ一ないし二%で、既にある省エネ・再エネ技術だけで、二〇三〇年にCO₂排出を五五%減らし、二〇五〇年に九三%減らすことが可能だと指摘しています。しかし、こうしたポテンシャルや技術が生かされていません。

萩生田経産大臣、アンモニア混焼に対するこうした問題点の具体的な指摘にどう答えますか。
環境大臣、本法案で設立される官民ファンドの支援対象は、効果も見通しもない事業ではなく、国際的基準に合致した排出削減対策に限るべきではありませんか。

経産大臣、これらの問題にメスを入れ、再エネ電力の抜本的な拡大を図るべきではありませんか。また、小規模な再エネ発電事業者の負担になつていて発電所から送電網への接続は、大手送電事業者の責任で行うべきではありませんか。

欧米では、化石燃料産業から再生可能エネルギー産業への公正な移行が図られています。しかし、日本では、こうした方針が明確に示されない中、老朽石炭火力の延命が行われています。長崎県の松島石炭火力は、老朽化による廃止が予定されていますが、ガス化設備を追加し延命させる計画が進んでいます。この計画の環境アセスに対する環境大臣意見では、可能な限り早期にパイオマスやアンモニアの導入を進めることなどとして、アンモニア混焼を前提に計画を容認しています。

環境大臣、このように不確かな対策で石炭火力を延命することになれば、日本各地で逆脱炭素ドミノを引き起こすことになるのではありませんか。政府として、再生可能エネルギー産業への公正な移行について明確な方針を示すべきではありませんか。

環境大臣、このように不確かな対策で石炭火力を延命することになれば、日本各地で逆脱炭素ドミノを引き起こすことになるのではありませんか。政府として、再生可能エネルギー産業への公正な移行について明確な方針を示すべきではありませんか。

地域分散、地産地消となる再エネの大規模な普及によって安定した電力を確保する。化石燃料頼みから再エネの大量導入へと転換し、僅か一〇%程度しかない日本のエネルギー自給率を引き上げる。これこそ真の安全保障ではありませんか。環境大臣の見解を求めて、質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(山口壯君) 山下芳生議員から、温暖化の深刻さに関する政府と国民の認識についてお尋ねがありました。

我が国においては、既に記録的な猛暑や度重なる豪雨や台風などが多くの犠牲者をもたらし、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。

先日公表された気候変動に関する政府間パネルの報告書においては、人間活動が原因となり引き起こされた気候変動が、幅広い分野で悪影響を及ぼし、それに関連した損害を引き起こしていることが示されました。地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨等のリスクは更に高まると予測されています。

世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面しており、こうした危機感を国民一人一人と共有し、気候変動問題に取り組んでまいります。

次に、脱炭素化支援機構の支援対象についてお尋ねがありました。

脱炭素化支援機構の支援対象としては、排出削減等に資する事業であることを支援基準に定めることとしております。支援対象事業の決定は、投資実務等に専門的知見を有する者で構成される脱炭素化委員会が事業の収益性を十分に精査して決定することとしています。その際には、当然のことながら、事業による排出削減等の効果も適切に確認します。

次に、石炭火力のアンモニア混焼についてお尋ねがありました。

石炭火力については、電力の安定供給が大前提との観点を踏まえ、二〇三〇年までに非効率石炭火力のフェードアウトやアンモニア二〇%混焼の導入等を進め、二〇五〇年に向けては、アンモニア

アやCCUS等を活用することで脱炭素型の火力発電に置き換えていくよう取組を促進してまいります。実際に、株式会社JERAが、二〇二四年度までの予定で、実機を活用したアンモニア二〇%混焼の実証を着実に進めているところです。環境省としては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底する中で、石炭火力の比率を引き下げるとともに、早期に脱炭素化することが重要と認識しております。

次に、再生可能エネルギー産業への公正な移行についてお尋ねがありました。

パリ協定においては、労働力の公正な移行が必要不可欠と規定されており、脱炭素社会へ向かう際の労働移行を進めるため、国、地方公共団体及び企業や金融機関が一体となって、労働者の職業訓練、企業の業態転換や多角化の支援、新規企業の誘致、労働者の再就職支援等を推進していくこととしています。

環境省としては、関係省庁と連携し、公正な移行に全力を尽くしてまいります。

最後に、再生可能エネルギーの大量導入によるエネルギー自給率の引上げについてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーは、国内で生産可能なエネルギーであることから、気候変動対策だけでなく、エネルギー安全保障にも寄与する重要な国産エネルギー源であります。他方、エネルギーの安定供給のためには、再生可能エネルギーを含めたあらゆる選択肢が必要であると認識しております。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君 温室効果ガスの削減目標についてお尋ねがありました。

これまで公表されたIPCCの報告書では、一・五度の気温上昇抑制に向けては二〇五〇年カーボンニュートラルを実現することが重要であ

ることが示されており、こうした点も踏まえ、我が国としても二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言しております。そして、これと整合的な形で、二〇三〇年度までに温室効果ガスを二〇一三年度比で四六%削減することを目指し、更に五〇%の高みに向け挑戦を続けることとしております。

昨年十月に閣議決定した地球温暖化対策計画は、これらの目標実現に向けて必要な対策や施策を取りまとめ、改定したものであります。本計画に基づき、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入、地域の脱炭素化や国民のライフスタイル変革など、政府一丸となって取組を進めてまいります。

石炭火力の廃止期限についてお尋ねがありました。

エネルギーをめぐる状況は各国千差万別です。資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要です。従来より電力需給は厳しい見通しでしたが、ウクライナ情勢により、燃料確保など一層予断を許さない状況です。こうした中で、廃止期限を区切って直ちに急激な石炭火力の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。

しかしながら、石炭火力は二酸化炭素の排出量が多いため、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、安定供給を大前提に、できる限り発電比率を引き下げてまいります。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一君 山下議員から御質問をいただきました。

アンモニア混焼についてお尋ねがありました。二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素型の火力への転換が重要ですが、その鍵となるのがアンモニアの活用です。

価格については、現時点でアンモニアは既存の化石燃料に比べ割高ですが、より高効率な製造方法の開発に加え、既存燃料とのコスト差やインフラ整備の在り方などに着目した支援スキームの検討を進め、その低減を目指します。

また、利用面では、二〇%混焼の導入にとどまらず、二〇三〇年までにより高い混焼率や専焼化を可能とするための技術開発を進めるとともに、できるだけ早期にアンモニア製造方法のクリーン化を進めることでCO₂排出を更に抑制してまいります。

再生可能エネルギー電力の拡大方策と送電網への接続についてお尋ねがありました。

出力抑制の順番につきましては、我が国では、Sプラス3Eの観点から、コストのみならず、各電源の特性を踏まえて決定しています。

連系線の整備については、全国大の送電ネットワークの将来的な絵姿を示すマスタープランを二〇二二年度中に策定し、計画的に送電網の整備を進めていくこととしています。また、発電所から送電網への接続は、受益と負担の関係や国民負担を抑制する観点からも発電事業者による負担が原則ですが、既存の送電網を有効活用する仕組みであるいわゆるノンファーム型接続を基幹送電網へ全国展開するなど、接続の負担を減らすための環境整備を進めています。

引き続き、これらの取組を通じて、再生可能エネルギーの導入拡大を進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長佐々木さやかさん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(佐々木さやか君登壇、拍手)

○佐々木さやか君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、同地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、同地震に係る地震防災対策の推進を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

○議長(山東昭子君) 日程第二 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。経済産業委員長石橋通宏さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石橋通宏君登壇、拍手〕

○石橋通宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上の事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事前届出制への変更等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、国際情勢の変化等を踏まえたエネルギー安定供給確保の方策、中小企業を含め事業者における省エネの更なる推進策、水素、アンモニアを非化石エネルギーと位置付けることの意義、電力需給逼迫の発生に対応した電力システムの見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩淵理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して八項目から成る附帯決議を行いました。

在り方、電子処方箋の普及に向けた方策等について、岸田内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

質疑を終局いたしましたところ、立憲民主・社民を代表して川田龍平理事より、附則第三条の検討規定に緊急承認に係る制度の在り方について検討を加えることを明記する修正案が提出されました。

〔賛成者起立〕

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

〔賛成者起立〕

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長長山田宏さん。

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

よって、本法律案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔山田宏君登壇、拍手〕

○山田宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

議員
伊藤 岳君 岩渕 友君
武田 良介君 吉良よし子君
芳賀 道也君 山添 拓君
大門実紀史君 矢田わか子君
田村 智子君 倉林 明子君
紙 智子君 舟山 康江君

山下 芳生君 上田 清司君
浜野 喜史君 市田 忠義君
小池 晃君 榎葉賀津也君
足立 信也君 大塚 耕平君
小林 正夫君 山崎真之輔君
下野 六太君 田村 まみ君
安江 伸夫君 高橋 光男君
伊藤 孝恵君 塩田 博昭君
竹内 真二君 三浦 信祐君
高瀬 弘美君 磯崎 哲史君
伊藤 孝江君 里見 隆治君
熊野 正士君 川合 孝典君
宮崎 勝君 佐々木さやか君
杉 久武君 矢倉 克夫君
平木 大作君 新妻 秀規君
石田 昌宏君 若松 謙維君
石川 博崇君 竹谷とし子君
秋野 公造君 柳田 稔君
横山 信一君 山本 香苗君
河野 義博君 浜田 昌良君
石井 正弘君 山本 博司君
谷合 正明君 磯崎 仁彦君
西田 実仁君 山口那津男君
二之湯 智君 宮崎 雅夫君
寺田 静君 高橋はるみ君
橋本 聖子君 加田 裕之君
岩本 剛人君 三浦 靖君
本田 顕子君 清水 真人君
元榮太一郎君 山田 宏君
和田 政宗君 足立 敏之君
青山 繁晴君 そのだ修光君
阿達 雅志君 山下 雄平君
森屋 宏君 大野 泰正君
太田 房江君 北村 経夫君
古賀友一郎君 中田 宏君
三原じゅん子君 長谷川 岳君
上野 通子君 赤池 誠章君

中川 雅治君	松村 祥史君	古川 俊治君	佐藤 正久君
水落 敏榮君	山本 順三君	猪口 邦子君	松下 新平君
宇都 隆史君	渡辺 猛之君	片山さつき君	藤末 健三君
中西 祐介君	山谷えり子君	佐藤 信秋君	牧山ひろえ君
岡田 広君	松山 政司君	櫻井 充君	鶴保 庸介君
末松 信介君	金子原二郎君	武見 敬三君	衛藤 晟一君
宮沢 洋一君	須藤 元氣君	芝 博一君	尾辻 秀久君
高良 鉄美君	増子 輝彦君	中曾根弘文君	宮口 治子君
平山佐知子君	安達 澄君	羽田 次郎君	小沼 巧君
山田 太郎君	三宅 伸吾君	田島麻衣子君	塩村あやか君
比嘉奈津美君	宮島 喜文君	岸 真紀子君	石垣のりこ君
藤木 眞也君	朝日健太郎君	石川 大我君	横沢 高德君
今井絵理子君	小川 克巳君	森屋 隆君	打越さく良君
小野田紀美君	宮本 周司君	小沢 雅仁君	熊谷 裕人君
高野光二郎君	三木 亨君	勝部 賢志君	木戸口英司君
堀井 巖君	上月 良祐君	古賀 之土君	杉尾 秀哉君
舞立 昇治君	酒井 庸行君	吉田 忠智君	真山 勇一君
高橋 克法君	石井 浩郎君	森本 真治君	野田 国義君
江島 潔君	青木 一彦君	齋藤 嘉隆君	徳永 エリ君
山田 俊男君	西田 昌司君	田名部匡代君	難波 奨二君
石井 準一君	福岡 資麿君	吉川 沙織君	川田 龍平君
岡田 直樹君	牧野たかお君	蓮 舫君	青木 愛君
藤川 政人君	藤井 基之君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君
野上浩太郎君	世耕 弘成君	那谷屋正義君	福山 哲郎君
関口 昌一君	野村 哲郎君	福島みずほ君	郡司 彰君
有村 治子君	嘉田由紀子君	長浜 博行君	鉢呂 吉雄君
浜田 聡君	ながえ孝子君	音喜多 駿君	梅村みずほ君
渡辺 喜美君	島村 大君	柳ヶ瀬裕文君	高木かおり君
竹内 功君	松川 るい君	片山 大介君	石井 苗子君
中西 哲君	徳茂 雅之君	浅田 均君	梅村 聡君
こやり隆史君	佐藤 啓君	宮沢 由佳君	清水 貴之君
自見はなこ君	進藤金日子君	東 徹君	柴田 巧君
馬場 成志君	羽生田 俊君	小西 洋之君	石橋 通宏君
長峯 誠君	豊田 俊郎君	石井 章君	室井 邦彦君
滝沢 求君	滝波 宏文君	江崎 孝君	有田 芳生君
柘植 芳文君	堂故 茂君	鈴木 宗男君	木村 英子君
森 まさこ君	丸川 珠代君	船後 靖彦君	

國務大臣	厚生労働大臣	後藤 茂之君
	経済産業大臣	萩生田光一君
	環境 大臣	山口 壯君
	国務大臣	松野 博一君
	(内閣官房長官)	
	国務大臣	二之湯 智君
	(内閣府特命担当大臣(防災))	
副大臣	環境 副大臣	大岡 敏孝君

議長の報告事項
一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員	太田 房江君	補欠	高橋はるみ君
財政金融委員	三浦 信祐君	補欠	安江 伸夫君
法務委員	芳賀 道也君	補欠	榑葉賀津也君
文教科学委員	杉 久武君	補欠	伊藤 孝江君

経済産業委員	松野 博一君	補欠	中田 宏君
国土交通委員	若松 謙維君	補欠	里見 隆治君
環境委員	上月 良祐君	補欠	渡辺 猛之君
予算委員	足立 敏之君	補欠	二之湯 智君
決算委員	末松 信介君	補欠	滝波 宏文君
災害対策特別委員	清水 真人君	補欠	藤木 眞也君
消費者問題に関する特別委員	塩村あやか君	補欠	宮口 治子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案(閣法第三十五号)

文教科学委員会に付託
宅地造成等規制法の一部を改正する法律案(閣法第四十五号)

国土交通委員会に付託
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案
公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第三三三三) 審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。

暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問主意書(浜田聡君提出)(第四五号)

「コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業」の調査費用の目的妥当性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四六号)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う給水装置工事主任技術者試験の受験手数料の増額改定に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
毎年薬価改定の見直しに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第四四号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

有村 治子君

高橋はるみ君

補欠

太田 房江君
世耕 弘成君

総務委員

辞任

金子原二郎君

三浦 靖君

森 ゆうこ君

榎葉賀津也君

補欠

鶴保 庸介君
青木 一彦君
岸 真紀子君
芳賀 道也君

法務委員

辞任

山下 雄平君

佐藤 正久君

阿達 雅志君

補欠

小野田紀美君

外交防衛委員

辞任

宮島 喜文君

熊谷 裕人君

伊藤 孝江君

文教科科学委員

辞任

太田 房江君

世耕 弘成君

補欠

有村 治子君
高橋はるみ君

農林水産委員
宮本 周司君

金子原二郎君

経済産業委員

小野田紀美君

阿達 雅志君

中西 哲君

吉川ゆうみ君

岸 真紀子君

補欠

山下 雄平君

補欠

佐藤 正久君
宮本 周司君
宮島 喜文君
森 ゆうこ君

国土交通委員

青木 一彦君

鶴保 庸介君

白 眞勲君

杉 久武君

芳賀 道也君

補欠

三浦 靖君
中西 哲君
熊谷 裕人君
伊藤 孝江君
榎葉賀津也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

こやり隆史君

宮口 治子君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

石井 浩郎君

消費者問題に関する特別委員

辞任

藤末 健三君

三原じゅん子君

福島みずほ君

宮沢 由佳君

熊野 正士君

東日本大震災復興特別委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

宮崎 雅夫君

舞立 昇治君

石川 大我君

岸 真紀子君

杉 久武君

補欠

三宅 伸吾君

片山さつき君 比嘉奈津美君
そのだ修光君 柘植 芳文君
木戸口英司君 森屋 隆君
田名部匡代君 羽田 次郎君
石川 博崇君 塩田 博昭君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 安江 伸夫君 (安江伸夫君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを東日本大震災復興特別委員会に付託した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三三)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

難民等の保護に関する法律案(石橋通宏君外四名発議)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外四名発議)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日委員長から次の報告書が提出された。
安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四三三号) 審査報告書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号) 審査報告書

審査報告書

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年五月十一日

災害対策特別委員長 佐々木さやか
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(指定) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

一、費用

本法律施行に要する経費としては、平年度約百億円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の多くは東日本大震災で津波による甚大な被害を受けた地域となることが見込まれることから、東日本大震災からの復興を一日も早く実現すること。

二 本法の特例に基づく集団移転促進事業に対する地方公共団体の取組が促進されるよう、近年実施された集団移転促進事業に係る事例の分析及び整理を行うとともに、必要な情報、ノウハウ及び助言の提供並びに人的支援等を積極的に行うこと。また、同事業の実施に当たっては、防災性の向上に加えて、地域コミュニティの維持及び活性化が十分に確保されるよう、ガイドラインの作成その他の方法により、当該事業に係る地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域を含め、北海道・東北地方は、我が国の食料基地となっておりことから、農山漁村地域における防災・減災対策を積極的に推進するとともに、甚大な被害を受けた場合であっても、国民生活が混乱しないよう、食料の確保についてあらゆる手段を講ずること。また、同地方における災害時のエネルギー供給を確保する観点から、電力施設、石油・ガス備蓄施設等における民間事業者の防災対策に対する支援を充実・強化すること。

四 地震・津波災害と原子力発電所の事故等の複合災害への対応についても十分な配慮を行うこと。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における地震津波避難対策の推進に当たっては、最近の地震被害による教訓も踏まえ、鉄道など公共交通機関の耐震対策を一層進めるとともに、スマートフォンの普及などデジタル化の進展等を踏まえた対策の見直しを行うこと。また、積雪寒冷地域である特性に鑑み、低体温症への対処について防災訓練や防災教育等において周知徹底を図ること。

六 実効ある災害廃棄物処理計画を作成し、速やかに生活環境や公衆衛生の確保が講じられるようにつくること。また、感染症の感染拡大時における感染防止策についても十分な配慮を行うこと。右決議する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
令和四年四月二十六日
衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」を、「作成」の下に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに」を加え、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を」等について「に改め、」より」の下に、「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって」を加える。

第三項を第四項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項中「第三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

二 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針に関する事項

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針に関する事項

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(災害対策基本法第二条第九号の防災業務計画、同条第十号の地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次

条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）の基本となるべき事項

六 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画第六条第一項又は第二項に規定する者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、同条及び第七条第一項において「対策計画」という。）の基本となるべき事項

七 前各号に掲げるもののほか、推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項
第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第三号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、次に掲げる事項について、適切に配慮するものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の形態並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じた予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるようになること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する調査研究の成果その他の地震防災に関する最新の科学的知見及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用を通じて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策をより効果的に行うことができるようにすること。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第二条第三号に規定する指定行政機関」を「第二条第三号の指定行政機関（以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。）に、「同条第四号に規定する」を「同条第四号の」に改め、「指定地方行政機関」の下に「第四号及び第八条において単に「指定地方行政機関」という。）を加え、「同条第五号に規定する指定公共機関」を「同法第二条第五号の指定公共機関（以下この項及び第八条において単に「指定公共機関」という。）に、「同条第六号に規定する」を「同法第二条第六号の」に改め、「指定地方公共機関」の下に「（第四号及び第八条において単に「指定地方公共機関」という。）を加え、「同条第九号に規定する」を「同法第二条第九号の」に改め、同項第一号中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に改め、同項第二号中「及び円滑な避難の確保」を「円滑な避難の確保及び迅速な救助」に改め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの」を削り、同項に次の三号を加える。

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項

四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係指定地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

第六条第二項中「前項に規定する」を「第三条第一項の規定による推進地域の」に、「第二条第十号に規定する」を「第二条第十号の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第十一条第一項において同じ。）は、第十一条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

第六条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第十二条を第二十二条とする。

第十一条中「国は」の下に、「この法律に特別の定めのあるもののほか」を加え、同条を第二十一条とする。

第十条第一項中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等についての配慮）

第二十条 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、積雪寒冷地域における津波からの円滑な避難を確保するために必要な避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならない。

第九条を第十八条とする。

第八条を第七条とし、同条の次に次の十条を加える。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会）

第八条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係指定地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係指定地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。

3 第一項の協議会を行うための会議（次項及び第五項において単に「会議」という。）は、第一項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係指定地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。

4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等)

第九條 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による特別強化地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十條 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十一條 第九條第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第十五条において「集団移転促進法」という。)

第二条第二項に規定する集団移転促進事業を

いい、第十五条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。)

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

2 前項各号に掲げる事業については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

3 第一項各号に掲げる事業には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第十二條 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。)のうち、別表上欄に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(次項及び同表において「国の負担割合」という。)は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表下欄のとおりとする。

2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表上欄に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)

第十三條 国は、第十一条第一項第四号の政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(集団移転促進事業に係る農地法の特例)

第十四條 市町村農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項に規定する指定市町村を除く。)が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地(耕作(同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

む。以下この条において同じ。の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都道府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものと認めるときは、同法第四條第六項(第一号に係る部分に限る。)(又は第五條第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、同法第四條第一項又は第五條第一項の許可をすることができ、

とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第十七条 地方公共団体が第十一条第一項第四号の政令で定める施設その他の津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号の政令で定める施設その他の当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。)(については、地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二条関係)

事業の区分	国の負担割合
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の一
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
令和四年五月十二日
経済産業委員長 石橋 通宏
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加することともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対する水素等を含む非化石エネルギー源の利用に関する計画の作成の義務化、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 我が国が国際的に約束した温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の一層の促進を図ることが、我が国産業の新たな技術優位の確立につながるよう、必要な技術開発やその支援措置等の拡充に早急かつ強力に取り組むこと。また、太陽熱や廃熱等も含め、既存のエネルギー源等の活用の在り方についても積極的に検討を進めること。

二 ロシアによるウクライナ侵略等最近の国際情勢の変化に的確に対応して、我が国の資源・エネルギー政策を再検証しつつ、資源・エネルギーの安全保障・安定供給の確保及び価格の安定に全力で取り組むこと。そのための措置として、事業者に対する支援を通じた資源・エネルギーの調達先の多角化や調達への国の関与強化等による安定供給確保に努めるとともに、代替資源の研究開発支援、再生可能エネルギー等の一層の導入促進、蓄電池の活用、地域間連系線の整備や小規模分散型電源への転換促進への支援、ヒートポンプの導入拡大支援、送配電網の高度化などの送配電ロスを低減するための取組、我が国海域でのエネルギー・鉱物資源の開発及び事業化支援等による資源・エネルギーの自給率の向上に向けた実効性のある取組等を総合的かつ早急に進めること。
また、電力需給逼迫の常態化や電力価格の高止まりに対する喫緊の措置として、再生可能エネルギーその他国内で稼働可能な電源のベストミックスを図ることにより当面の電力供給の確保のための実効性のある施策を講ずること。
三 電力自由化の下での我が国全体の供給力確保に対しては国が最終的な責任を負うべきである

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
エネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
安定的なエ

ことに鑑み、中長期的に必要不可欠な規模の電源の維持・確保に向け、容量市場について、その制度目的に照らして改善すべき点がないか検証しつつ、安定的で着実な運用を図るとともに、電力自由化の下での安定供給とカーボンニュートラルの両立に資する投資環境を早急に整備すること。あわせて、発電所休廃止に係る事前届出制の運用に当たっては、休廃止を行うこととする事業者の自律的で合理的な経営判断を最大限尊重すること。

揚水発電が、電力需要変動に対する調整機能、再生可能エネルギーの出力制御の抑制及び災害時における電力供給源としての機能等において重要な役割を果たしていることを踏まえ、その最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

水素・アンモニアについては、その特性に
じ、エネルギー効率及び経済性に配慮しつ
用途ことの利用の在り方を明確にして活用
よう努めること。また、今後の再生可能エ
ギーの導入状況や技術開発の進展状況、製
造コスト等の観点から不断に検討を加え、
できるだけ早期に温室効果ガスの排出を
可能な限り抑えた製造方法等への移行を進
めること。

営農型太陽光発電については、その大きなポテンシャルを踏まえ、引き続き関係省庁で連携して、導入拡大のため必要な措置を講ずるよう努めること。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構における出資・債務保証の範囲拡大に伴う業務の実施に当たっては、必要な専門人材の確保に留意しつつ、その業務が多額の国費を用いるものであることを踏まえ、支援措置の有効性及び効率性に十分に配慮するとともに、国民への適切な情報開示に努めること。

八 エネルギ―の使用の合理化及び非化石エネルギ―への転換等に関する基本方針の策定に当たっては、気候変動対策及びサステナビリティに関する国際的な議論や動向を踏まえ、民間企業による企業価値と競争力を高めるための経営判断及び自助努力による取組に十分に配慮すること。

また、特定事業者等に対して非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求めるに当たっては、サステナビリティに関する基準やESG評価への対応のために事業者が作成している計画の活用を可能とするなど、その負担の最小化に配慮するとともに、主務大臣による指導及び助言に当たっては、そうした事業者の経営判断や取組を可能な限り支援・尊重すること。

あわせて、取組の評価に当たっては、サブライチエーン全体による取組等の効果を考慮しつつ、目標となる基準の妥当性について現実に即した不断の見直しを行うとともに、評価結果に基づく罰則の適用や低評価の結果公表は慎重に行い、高評価の結果を積極的に開示するなど、事業者インセンティブを与える措置を講ずること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和四年四月二十六日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の
部改正)

条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

目次中第十七条を「第十八条」に、「第十八条」を「第二十八条」を「第十九条」第三十条に、「第二十九条」第三十九条を「第三十一条」第三十二条に、「第四十条」第四十四条を「第四十一条」第四十七条に、「第四十五条」第五十一条を「第四十八条」第五十四条に、「第五十一条」第六十八条を「第五十五条」第七十二条に、「第六十九条」第七十九条を「第七十三条」第八十三条に、「第八十条」第九十八条に、「第八十四条」第一百二条に、「第九十九条」第一百四条を「第一百三一条」第一百八条に、「第一百二十二条」第一百九条「第一百二十六条」第一百二十三条「第一百九条」第一百二十七条「第一百三十三」第一百三十四「第一百三十八」第一百三十九「第一百四十二」第一百四十三「第一百四十六」第一百四十三「第一百四十七」第一百四十八「第一百五十二」第一百四十九「第一百五十三」第一百五十三「第一百五十七」第一百五十四「第一百五十五」第一百五十八「第

百五十九条」に、「第百五十六条―第百六十七条」を「第百六十条―第百七十一条」に、「第百六十八条―第百七十四条」を「第百七十二条―第百七十八条」に改める。

第一条中「内外」を「我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていることと、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外」に、「燃料資源」を「エネルギー」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改める。

この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気をいう。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものをいう。

4 この法律において「非化石エネルギー」と

は、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱(第五条第二項第二号ロ及びハにおいて「非化石熱」という。)及び化石燃料を熱源とする熱を變換して得られる動力を變換して得られる電氣に代えて使用される電氣(同号二において「非化石電氣」という。)をいう。

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。

第三条第一項中「電氣の需要の平準化」を「非化石エネルギーへの転換並びに電氣の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条第二項中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換の二に」、「電氣の需要の平準化」を「電氣の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改める。

第四条中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電氣の需要の平準化」を「電氣の需要の最適化」に改める。

第五條第一項中「經濟産業大臣」を「主務大臣」に、「目標」を「目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）」に改め、同項第一号中「第一百四十五條第一項」を「第一百四十九條第一項」に改め、同項第二号中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電氣の需要の平準化に」を「電氣の需要の最適化に」に改め、同項第一号中「電氣需要平準化時間帯を」を「電氣需要最適化時間帯に」、「電氣の需要の平準化」を「電氣の需要の最適化」に、「燃料又は」を「化石燃料若しくは非化石燃料若しくは」に、「転換」を「転換又は化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用から電氣の使用への転換」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を消費する機械器具を使用する時間の変更

第五条中第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、工場等における非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおける非化石エネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項
- 二 工場等（前号に該当するものを除く。）に

おける非化石エネルギーへの転換に関する事項であつて次に掲げるもの

- イ 燃燒における非化石燃料の使用
- ロ 加熱及び冷却における非化石熱の使用
- ハ 非化石熱を使用した動力等の使用
- ニ 非化石電氣を使用した動力、熱等の使用

第五条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の間の調和が保たれたものでなければならぬ。

第六条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「事項を勘案して、同項各号」を「事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十九條第二項」を「第三十

一条第二項に、「第三十九条第二項第二号」を「第三十一条第二項第二号」に、「合理化」を「合理化又は非化石エネルギーへの転換」に改める。

第八條第一項中「第十五條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その」を「並びにその」に改める。

「第九條第一項中「業務の下に（第十五條第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）」を加え、同項第二号中「第五十一條」を「第五十五條」に改める。

第十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業者(その設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令で定

めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電

氣を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第十七条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第一百七十四条第一号中、「第十九条第三項」を削り、「第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十條第三項、第三

十一 条第三項、第三十三 条第二項、第三十四 条第三項」を第二十一 条第三項、第二十三 条第二項、第二十四 条第三項、第二十六 条第三項、第三十二 条第三項、第三十三 条第三項、第三十五 条第二項」に、「第四十一 条第二項、第四十二 条第三項又は第四十四 条第三項」を第三十八 条第三項、第四十四 条第二項、第四十五 条第三項又は第四十七 条第三項」に改め、同条第二 号中「第九十二 条第一項」を「第九十六 条第一項」に改め、同条を第百七十八 条とする。

第百七十三条中「第百六十八条第二号若しくは第三号、第百七十条又は第百七十一条」を「第百七十二条第二項、第百七十四条又は第百七十五条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第百七十七条とする。

第百七十二条中「ときは、そのを」の場合には、当該に改め、同条第一号中「第五十八条」を「第六十二条」に改め、同条第二号中「第六十六条第一項若しくは第七十八条第一項を」「第七十条第一項若しくは第八十二条第一項」に、「第六十六条第二項若しくは第七十八条第二項」を「第七十条第二項若しくは第八十二条第二項」に「第七十条第三号中「第七十三条」を」「第七十七条」に改め、同条第四号中「第六十二条第四項」を「第六十六条第四項」に改め、同条を第百七十六条とする。

第百七十一條中「者は」の場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第一百九条第二項、第九十一条、第一百一条第二項、第一百九条第二項、第二百二十五条第二項又は第三百三十九条第三項を」、第二百九条第二項、第二百五条第二項、第一百十三条第二項、第二百九十九條第二項又は第四百四十三條第三項に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中、「第二百六条第一項、第三十七條第一項、第二百二条、第一百十條、第一百四條、第二百二十六條、第三百三十一條又は第四百四十條」を「若しくは第二項、第二十七條第一項若

しくは第二項、第三十九條第一項若しくは第二項、第六十六條第一項若しくは第二項、第一百十四條第一項若しくは第二項、第一百十八條第一項若しくは第二項、第二百三十條第一項若しくは第二項又は第二百三十五條第一項若しくは第二項に、「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第四十八條第一項」を「第五十二條第一項」に、「第二十七條第一項」を「第四十八條第二項」を「第二十八條第一項」(第五十二條第二項に、「第三十八條第一項」(第四十八條第三項)を「第四十條第一項」(第五十二條第三項)に、「第四十九條、第二百三十三條第一項、第二百三十六條第一項」を「第五十三條、第二百七十七條第一項」(第四百十條第一項)に、「第一百十一條第一項」(第一百十九條第一項)を「第一百五條第一項」(第二百二十三條第一項)に、「第一百十五條第一項」(第二百十九條第二項)を「第一百十九條第一項」(第二百二十三條第二項)に、「第二百二十條、第二百二十七條第一項」(第三百三十六條第二項)を「第二百二十四條、第三百三十一條第一項」(第四百十條第二項)に、「第三百三十二條第一項」(第三百三十六條第三項)を「第三百三十六條第一項」(第四百十條第三項)に、「第三百三十七條、第四百四十一條第一項若しくは第三百六十二條第一項」を「第四百四十一條、第四百四十五條第一項若しくは第三百六十六條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第九十七條第一項」を「第一百一條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五条の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第百七十一条を第百七十五条とする。
第百七十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中、「第十九条第一項を削り、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十五條第一項、第三

十条第二項、第三十一條第一項を「第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一項、第四十二條第一項」又は「第四十四條第一項」を「第三十八條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項又は第四十七條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第二十八條第五項、第三十九條第五項、第四百四條第三項、第五百十二條第三項、第五百十六條第三項、第二百二十八條第三項、第三百三十三條第三項、第四百四十二條第三項、第四百六十六條第三項、第四百八十八條第三項、第五百一十一條第三項又は第五百五十三條第三項」を「第二十九條第五項、第四十一條第五項、第五百八條第四項、第五百十六條第四項、第二百二十條第四項、第三百三十二條第四項、第三百三十七條第四項、第四百四十六條第四項、第五百五十條第三項、第五百五十二條第三項、第五百五十五條第三項又は第五百五十七條第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第百七十四條とする。

第百六十九条中「第六十五条第二項又は第七十七條第二項」を「第六十九條第二項又は第八十一条第二項」に、「その」を「当該」に改め、同条を第百七十三条とする。

第百六十八条中「著者」を「場合」には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第九十三条」を「第九十七条」に、「著者」を「とき」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第九十六条」を「第百条」に、「著者」を「とき」に改め、同号を同条第二号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五十六條第二項又は第六十七條第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十八條を第百七十二條とする。

第百六十七條第一項中「第三章第一節」の下に「（第五條第一項を除く。）」を加え、「第百六十二條第三項」を「第百六十六條第三項」に改め、同條第五項中「第三項を第四項」に改め、同條第六項とし、同條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同條第二項中「第百六十二條第九項」を「第百六十六條第九項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第五條第一項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

第八章中第百六十七条を第百七十一条とし、第百六十六条を第百七十条とし、第百六十五条を第百六十九条とする。

第百六十四条第一項中「第六十一条(第六十二条第四項)を「第六十五条(第六十六条第四項)に、「第六十五条、第七十七条又は第九十六条」を「第六十九条、第八十一条又は第一百条」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百六十三條第一項中「第二條第二項」を

「第二十条第二項」に、「第二十三条第二項」を
「第二十四条第二項」に、「第二十五条第三項」を
「第二十六条第二項」に、「第三十一条第二項」を
「第三十三条第二項」に、「第三十四条第二項」を
「第三十六条第二項」に、「第三十六条第二項」を
「第三十八条第二項」に、「第四十二条第二項」を
「第四十五条第二項」に、「第四十四条第二項」を
「第四十七条第二項」に、「第五十一条第一項第
二号」を「第五十五条第一項第二号」に改め、同
条第二項中「第五十二条第一項」を「第五十六
条第一項」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百六十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十一条第一項」を

「第二十二條第一項」に、「第二十四條第一項」を
「第二十五條第一項」に、「第三十二條第一項」を
「第三十四條第一項」に、「第三十五條第一項」を
「第三十七條第一項」に改め、「第四十條第一項
及び第三項並びに」を削り、「の規定」を「並びに」
第四十六條第一項及び第三項の規定」に改め、
同條第二項中、「第十九條第一項」を削り、「第
二十二條第一項」を「第二十一條第 一項」に、「第
二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條
第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一
項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一
項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一
項、第四十二條第一項及び第四十四條第一項」第
三十八條第一項、第四十四條第一項、第
四十五條第一項及び第四十七條第一項」に改
め、同條第三項中「第十八條第一項及び第四
四項、第十九條第一項」を「第十九條第一項及び
第四項」に、「及び第三項、第二十二條第一項」
に、「第二十二條第一項及び第三項」に、「及び第
三項、第二十五條第一項、第三十條第一項、第
三十一條第一項、第三十二條第一項及び第三
十三條第一項、第三十五條第一項及び第三
十六條第一項、第三十三條第一項」に、「第三
十五條第一項及び第三項」を「及び第三項、第三
十五條第一項」に、「第四十條第一項及び第三
十四條第一項、第四十二條第一項」を「第三
十七條第一項及び第三項、第三十八條第一項」
に、「並びに第五十條」を、「第四十五條第一
項、第四十六條第一項及び第三項、第四十七條
第一項並びに第五十四條」に、「第四十六條第一
項」を「第五十條第一項」に改め、同條第六項中
「第一百一條第一項」を「百五十五條第一項」に、「第
百二十五條第一項」を「百二十九條第一項」
に、「第一百三十九條第一項」を「百四十三條第
一項」に改め、同條第七項中「第一百一條第一
項」を「百五十五條第一項」に、「第一百二十五
條第一項」を「百二十九條第一項」に、「第一百
三十九條第一項」に、「第一百三十八條並

びに第三百三十九条第一項を「第四百三十二条並びに第四百三十三条第一項に、「第三百三十四条第一項」を「第三百三十八条第一項に改め、同条第八項中「第九百九条第一項」を「第九百三十三条第一項」に、「第九百五十五条」を「第九百六十七」

を第五百五十九条とし、第五百五十四条を第五百五十八条とし、第六章第二節中第五百五十三条を第五百五十七条とし、第五百五十二條を第五百五十六條とする。

第二百二十七条第三項に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

非化石エネルギーへの転換を加え、同条第二項中「第一条、第二百二十五条」を「第二百五条、第二百二十九条」に改め、同条を第四百三十三条とする。

条第二項を「第七百七十一條第三項に改め、同条第九項中「第九百九条第一項」を「第九百三十三条第一項」に、「第九百二十一條」を「第九百二十五条」に、「第九百七十七條第一項」を「第九百八十一條第一項」に改め、同条第十項中「特定エネルギー消費機器等製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定熱損失防止建築材料製造事業者等」を「熱損失防止建築材料製造事業者等」に改め、同条を第六百六十六條とする。

第五百五十一條第一項中「第四百四十九條」を「第五百五十三條」に改め、同条を第五百五十五條とし、第五百五十條を第五百五十四條とし、第四百四十九條を第五百五十三條とし、第六章第一節中第四百四十八條を第五百五十二條とし、第四百四十七條を第五百五十一條とし、第四百四十六條を第五百五十條とする。

2 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第三百三十三条第二項及び第三百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用し、行つた貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第三百三十三条第三項及び第三百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

第四百三十三條第一款中第三百三十八條を第四百三十二條とする。

第六百六十一條第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換を加え、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同条を第六百六十五條とする。

第四百四十四條第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 エネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造又は輸入その他の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならない。

第四百三十三條第一項中「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第六百五十九條中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「連携等」を「連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等」に改め、同条を第六百六十三條とする。

第四百四十四條を第四百四十八條とする。

2 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百三十三條第二項及び第三百二十七條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第四百三十三條第一項中「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第六百五十八條中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第六百六十二條とする。

第四百四十三條中「効率的利用の」の下に「ための措置及び建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させる」を、「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換を加え、電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第五章中同条を第四百四十七條とする。

第四百四十一條第一項中「第三百三十九條第一項」を「第四百三十三條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とする。

第四百三十三條第一項中「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第六百五十七條中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第六百六十一條とする。

第四百四十二條第一項中「第九百九條第一項及び第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項及び第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第四百三十三條第一項中「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第四百三十三條第一項中「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項」を「第九百九條第一項又は第三百三十三條第一項及び第三百三十四條第一項」に改め、同条を第四百三十五條とし、第四百三十四條を第四百三十八條とする。

第六百五十六條中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第六百六十條とする。

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第六百五十五條第一項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

第四百二十七條第一項に、「第九百九條第二項及び第三百二十三條第二項」を「第三百三十三條第三項及び第三百三十九條第一項」に改め、第七章中同条を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条

項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用し、当該認定管理統括貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三十三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第三節第一款中第百三十三条を第百三十七条とし、第百三十二条を第百三十六条とする。

第百三十一条中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三十一条第一項又は第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十二条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百三十一条を第百三十五条とする。

第百三十三条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第百三十四条とする。

第百二十九条中「推進」を「推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に」、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換に」、「電気」を「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第四章第二節中同条を第百三十三条とする。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

第百二十八条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に、「第百二十三条第一項」を「第百二十七条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第百二十九条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第百二十八条を第百三十二条とする。

第百二十七条第一項中「第百二十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条を第百三十一条とする。

第百二十六条中「第百二十三条第一項」を「第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

い。

第百二十六条を第百三十条とする。

第百二十五条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第百二十九条とする。

第百二十四条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第二項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第百二十八条とする。

第百二十三条第一項第一号中「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第百三十三条第四項」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「指針」を「指針に」、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ「に」改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第百二十三条を第百二十七条とする。

第百二十二条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気」を「電気の需要の最適化」に、「第百八条、第百十二条又は第百十六条」を「第百十二条、第百十六条又は第百二十条」に改め、第四章第一節第二款中同条を第百二十六条とし、第百二十一条を第百二十五条とする。

第百二十条中「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百二十四条とする。

第百十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十一条第二項」を「第百十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百十七條第一項」を「第百二十一條第一項」に、「第百十五條第一項」を「第百十九條第一項」に改め、同条を第百二十三条とし、同条の前に見出しとして「荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等」を付し、第百十八条を第百二十二条とし、第百十七条を第百二十一条とする。

第百十六条第一項中「第百七条第一項」を「第百十一条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に對し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

二四

第一百六条を第二百二十条とし、第一百十五条を第一百十九条とする。

第一百十四条中「第七十一条」を「第一百一十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百一十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第一百十四条を第一百八条とする。

第一百十三条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同項第二号及び同条第二項第二号中「第九十九条第一項」を「第一百三十三条第一項」に改め、同条を第一百七十七条とする。

第一百十二条第一項中「第七十一条」を「第一百一十一条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第一百一十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らし著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に對し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

第一百十二条を第一百六条とし、第一百一十一条を第一百十五条とする。

第一百十条中「第七十一条」を「第一百一十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百一十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第一百十条を第一百四十四条とする。

第一百九条第一項中「第一百三十三条第二項」を「第一百七十七条第二項」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条第三項第一号中「第五十五条各号」を「第九十九条各号」に改め、同条を第一百三十三条とする。

第一百八条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「第一百六条第一項第一号及び第二号」を「第一百十條第一項第一号及び第二号若しくは同項第三号」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第一百六条第一項第三号」を「第一百十條第一項第四号」に改め、同条を第一百十二条とする。

第一百七条第三項中「第九十九条第三項」を「第一百三十三条第四項」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「指針」を「指針に、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に、「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な

実施を図るため、前条第一項第三号に掲げる措置並びに当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第一百七条を第一百一十一条とする。

第一百六条第一項中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に改め、同項第一号中「輸送」を「貨物の輸送」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択するための措置

第一百六条第一項に次の一号を加える。

四 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

第一百六条を第一百十条とし、第一百五條を第一百九条とする。

第一百四條第一項中「第一百一条第一項」を「第一百五條第一項」に、「第九十九条第一項」を「第一百三十三条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第一百五條第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第一百三十三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らし著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に對し、当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情

を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

第四章第一節第一款中第一百四條を第一百八条とする。

第一百三條第一項中「第一百一条第一項」を「第一百五條第一項」に改め、同条を第一百七七條とする。

第一百二條中「第九十九条第一項」を「第一百三條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第一百三條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第一百二條を第一百六條とする。

第一百一條第一項中「第一百三十條第二項」を「第一百三十四條第二項」に、「第一百三十五條第一項」を「第二百二十九條第一項」に、「第一百三十條第二項第二号」を「第二百三十四條第二項第二号」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条を第一百五條とする。

第一百條中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気」の需要の平準化を「電気」の需要の最適化に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第一百四條とし、第九十九條第一項第一号中「第一百四十五條第

一項を「第百四十九条第一項」に改め、同条第三項中「第一項を第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第九十九条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならぬ。

第九十九条を第百三条とする。

第九十八条第二号中「第八十九条又は第九十一条を第九十三条又は第九十五条」に改め、同条第三号中「第九十六条を」第百条」に改め、第三章第四節同条を第百二条とし、第九十七条を第百一条とする。

第九十六条第一号中「第八十五条第一号」を「第八十九条第一号」に改め、同条第二号中「第八十八条第三項、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第一項」を「第九十二条第三項、第九十三条、第九十四条第一項、第九十五条、第九十六条第一項」に改め、同条第三号中「第九十二条各号」を「第九十六

条第二項各号」に改め、同条を第百条とする。

第九十五条中「第八十八条第一項を」第九十二条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第九十四条中「第八十六条第一項各号」を「第九十条第一項各号」に改め、同条を第九十八条とし、第九十三条を第九十七条とする。

第九十二条第一項中「第百七十四条第二号」を「第百七十八条第二号」に改め、同条を第九十六条とし、第九十一条を第九十五条とする。

第九十条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第九十四条とし、第八十九条を第九十三条とし、第八十八条を第九十二条とし、第八十七条を第九十一条とする。

第八十六条第一項中「第八十四条を」第八十八条」に改め、同条を第九十条とする。

第八十五条第二号中「第九十六条を」第百条」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十四条中「第八十条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十三条第一項及び第二項中「第四十六条第一項を」第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第四十九条を」第五十三条」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十二条第一項ただし書中「第三十九条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項（第四十八条第三項）を」第四十条第一項（第五十二条第三項）に、「第三十九条を」第四十一条」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項ただし書中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条第一項（第四十八条第二項）を」第二十八條第一項（第五十二条第二項）に、「第二十八條を」第二十九条」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十条の前の見出しを削り、同条第四項中

「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、同条の前に見出しとして「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を付する。

第七十九条第二号中「第七十三条を」第七十七条」に改め、同条第三号中「第七十七条を」第八十一条」に改め、第三章第三節同条を第八十三条とし、第七十八条を第八十二条とする。

第七十七条第一項中「第七十一条第三号」を「第七十五条第三号」に改め、同条第二項第二号中「第七十条第二号」を「第七十四条第二号」に改め、同項第三号中「第七十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第四号中「第七十二条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第八十条とし、第七十五条を第七十九条とし、第七十一条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

第七十条第一号中「第七十七条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十九条中「第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項」を「第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項」に、「第四十二条第二項及び第四十四条第二項」を「第三十八条第二項、第四十五条第二項及び第四十七条第二項」に、「第百六十九条を」第百七十三條」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十八條第一号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二号中「第五十八条を」第六十二条」に改め、同条第三号中「第六十五条を」第六十九条」に改め、第三章第二節同条を第七十二条とする。

第六十七條第一項中「第五十八条を」第六十

二条」に、「第六十五条第二項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二項中「第五十八条を」第六十二条」に、「第六十五条を」第六十九条」に改め、同条を第七十一条とし、第六十六条を第七十条とする。

第六十五条第一項中「第五十六条第三号」を「第六十条第三号」に、「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十三條第二項」に改め、同項第二号中「第五十五条第二号」を「第五十九條第二号」に改め、同項第三号中「第五十七條第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第四号中「第五十七條第三項、第六十一条（第六十二条第四項）を」第六十一条第三項、第六十五條（第六十六條第四項）に改め、同項第五号中「第五十三條第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十四条第一項中「第五十六条各号」を「第六十条各号」に改め、同条を第六十八条とし、第六十三條を第六十七條とし、第六十条から第六十二条までを四条ずつ繰り下げる。

第五十九條第一項中「第五十三條第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十八條を第六十二条とし、第五十七條を第六十一条とする。

第五十六条中「第五十三條第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十五条中「第五十三條第二項」を「第五十七條第二項」に改め、同条第一号中「第六十五條第二項」を「第六十九條第二項」に改め、同条第二号中「第六十一条を」第六十五條」に改め、同条を第五十九条とし、第五十一条から第五十三條までを四条ずつ繰り下げ、第三章第一節第六款中第五十条を第五十四条とする。

第四十九條中「第四十六條第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

二六

第四十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、同条の前の見出しとして「(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)」を付し、第四十七条を第五十一条とし、第四十六条を第五十条とする。

第四十五条第一項中「第二十二條第一項、第三十三條第一項及び第四十一條第一項」を「第二十三條第一項、第三十五條第一項及び第四十四條第一項」に、「第二十三條第一項、第二十五條第一項、第三十四條第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一項」に、「第四十二條第一項」を「第三十八條第一項、第四十五條第一項」に改め、同条第二項中「第十九條第一項及び第三十條第一項」を「第二十條第一項及び第三十二條第一項」に改め、同条を第四十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第四十九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第十五条第二項、第二十七條第二項又は第三十九條第二項の規定により中長期的な計画を作成する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の依頼に応じ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第一項第一号に規定する水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第三章第一節第五款中第四十四条を第四十七條とする。

第四十三條の前の見出しを削り、同条第四項中「第四十條第一項」を「第四十三條第一項」に改

め、同条を第四十六条とし、同条の前の見出しとして「(第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第四十二條を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十條の前の見出しを削り、同条第二項中「第四十三條第一項」を「第四十六條第一項」に、「第四十二條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同条を第四十三條とし、同条の前の見出しとして「(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第三十九條第一項中「次項」を「次項及び次条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第四款中同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)
第四十二条 主務大臣は、第三十九條第二項に規定する認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

第三十八條を第四十條とする。
第三十七條中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定管理統括事業者(当該認定管理統括事業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第三十七條を第三十九條とし、第三十六條を第三十八條とする。
第三十五条の前の見出しを削り、同条第四項中「第三十二條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同条を第三十七條とし、同条の前の見出しとして「(第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第三十四條を第三十六條とし、第三十三條を第三十五條とする。

第三十二条の前の見出しを削り、同条第二項中「第三十五條第一項」を「第三十七條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第三十四條とし、同条の前の見出しとして「(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第三十一条第一項中「業務」の下に「(第三十九條第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)」を加え、同条を第三十三條とする。

第三十條第一項中「第三十七條第一項」を「第三十九條第一項又は第二項」に、「その」を「並びにその」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十九條第一項中「(合理化)」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十八條第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第三款中同条を第二十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)
第三十條 主務大臣は、第二十七條第二項に規定する特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることが出来る。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定連鎖化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

第二十七條を第二十八條とする。

第二十六條中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 特定連鎖化事業者(その設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二

項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条第四項中「第二十一条第一項を」を「第二十一条第一項に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条第二項中「第二十四条第一項を」を「第二十五条第一項に、」第二十三條第一項を「第二十四条第一項に改め、同条を第二十二條とし、同条の前に見出しとして(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第二十条第一項中「業務」の下に「第二十七條第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。」を加え、同条を第二十一条とする。

第十九條第一項中「第二十九條第二項を」を「第三十一条第二項に、」及び第四十八條第二項

を「第四十九條及び第五十二條第二項に、」第二十六條第一項を「第二十七條第一項又は第二項に、」そのを「並びにその」に改め、同条を第二十条とする。

第十八條第一項中「合理化」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第十九條とする。

第三章第一節第二款に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)
第十八條 主務大臣は、第十五條第二項に規定する特定事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五條第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)
第二條 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次中「第八條を」を「第十條に、」第九條「第十二條を」を「第十一條第十四條に、」第十三

条「第十八條を」を「第十五條第二十條に、」第十九條「第二十一條を」を「第二十一條第二十三條に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二条第二項中「含む」を「含み、水素その他政令で定めるもの(第九條において「水素等」という。)を除く」に、「第五項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、

「熱又は」を「熱若しくは」に、「をいう」を「又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴つて発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置(これに相当する措置を含む。）」として経済産業省令で定めるものを行うこと(当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。）」をいうに改め、同条第六項中「とは」の下に、「環境への負荷の低減に配慮しつつ」を加え、同条第七項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定、第四條から第六條までの規定、第七條第一項及び第八條第一項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者はに改め、同条第一号中「第十一條第一項を」を「第十三條第一項に、」を「をとき。」に改め、同条第二号中「第十五條第一項を」を「第十七條第一項に、」を「をとき。」に改め、同条第二十二條とする。

第十九條中「第十二條第二項を」を「第十四條第二項に、」を「をときは、当該違反行為をした者」に改め、同条を第二十一條とし、第五章中第十八條を第二十条とし、第十七條を第十九條とする。

とする。

第十六條中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条を第十八條とする。

第十五條第一項中「第十二條を」を「第十四條に改め、同条を第十七條とする。

第十四條中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十六條とする。

第十三條中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条を第十五條とする。

第十二條第一項中「第九條第一項を」を「第十一条第一項に改め、第四章中同条を第十四條とする。

第三章に次の二條を加える。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う非化石エネルギー源の調達等に関する情報の提供)
第九條 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第七條第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に關して必要な情報の提供を行うものとする。

(電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供)
第十條 第七條第一項に規定する特定エネルギー供給事業者(他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該當する電気事業者に限る。)に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に關して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第九十四号の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第三条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第十一条第一項第一号中「探鉱」を「探鉱、海外及び本邦における水素(その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ)の製造及び貯蔵」に、「並びに海外を」、「海外」に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺海域における金属鉱物の選鉱」に、「(以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。)」を「並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵(石油等、石炭、水素及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。)」及びこれに必要な地層の探査に、「及び金属鉱物の探掘等」を「並びに金属鉱物の探掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業(以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。)」に改め、同項第三号中「本邦を(海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦に、「並びに海外」を、「海外」

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギー

に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外及び本邦における金属鉱物の選鉱」に、「事業」に「を」事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵」に改め、同項第四号中「液化並びに」を「液化」に、「探掘等」を「探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査」に改め、同項第六号中「並びに金属鉱物の探鉱」を「金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査」に、「を」を「並びに風力の利用に必要な風況及び地質構造の調査(本邦周辺の海域において行われる風力発電設備の設置に関する探査を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものである。として経済産業省令で定めるものに限る。)」を「に改め、同項第九号中「これ」を「二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査並びにこれら」に改める。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等)」の下に「及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵を加え、石油等に係るものに限る」を「石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、次号に掲げるものを除く」に改め、「同項第四号に掲げる業務(石油等)」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵を加え、及び第六号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第六号に掲げる業務(石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に改め、同条第二号中「金属鉱物」を「水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる業務、同項第三号」に改め、「及び金属鉱物」の下に「に係るもの並びに水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金

をもつて行う出資を、「石油等」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵を加え、並びに同項第二号及び第十三号」を「及び同項第十三号」に改める。

第十二条の二中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第十四条の見出し中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改め、同条第一項中「並びに金属鉱物の探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵、金属鉱物の探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法平成十四年法律第九十四号の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「本邦における」を「並びに」に改め、同項第二十一号を第二十五号とし、第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第九号の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第一項第十八号の次に次の三号を加える。

十九 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十条の三の規定による協力を行うこと。

二十 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第三十三号の四の規定による情報の提供を行うこと。

二十一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十九条の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第二項第三号中「(昭和三十九年法律第七十号)」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号に規定する地熱の探査(海外において行われるものに限る。に)に必要な資金を供給するための出資は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、経済産業大臣の認可を受けて行うことができる。

一 出資を行うことにより本邦における地熱の探査では得ることができない技術及び技能を得ることができると認められること。

二 前号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行った地質構造の調査の結果に基づいて行われるものに限る。次号において同じ。)に必要なものであると認められること。

三 第一号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査に活用されると見込まれること。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等及び水素)」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等、水素及び地熱に、「並びに同項第十九号」を、「同項第十九号に掲げる業務(金属鉱物に係るものを除く。)、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号」に、「これら」を「同項第二十三号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第二号中「(限る。)、同項第二号」を「限り、地熱に係るものにあつては海外において行われるものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの及び本

邦において行われるものに限る。）、同項第二号に改め、同条第三号中「同項第十九号」を「同項第十九号及び第二十二号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十五号」に改め、同条第六号中「第十一号第一項第二十一号」を「第十一号第一項第二十五号」に改める。

第十二条の二中「第二十一号」を「第二十五号」に改める。

(鉱業法の一部改正)

第五条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。

第三条第一項中「そう、鉛鉱」を「ビスマス鉱」に、「アンチモニー鉱」を「アンチモン鉱」に、「クロム鉄鉱」を「クロム鉄鉱」に、「ひん鉱、ニッケル鉄鉱」を「砒鉄、ニッケル鉄」に、「りん鉱」を「希土類金属鉱、りん鉱」に、「アスファルト」を「アスファルト」に、「石こう」を「石膏」に、「明ばん石、ほたる石」を「明ばん石、螢石」に、「けい石」を「けい石」に、「ろう石」を「ろう石」に、「ちゅう積鉱床」を「沖積鉱床」に改め、同条第二項中「鉱さい」を「鉱さい」に、「附合している」を「付合している」に改める。

第二章第五節に次の一条を加える。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試験又は採掘に関する協力業務)

第七十条の三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じ、当該特定鉱物の試験又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(電気事業法の一部改正)

第六条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の四十七」を「第二十八条の四十八」に、「第二十八条の四十八―第二十八条の五十五」を「第二十八条の四十九―第二十八条の五十六」に、「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十七」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十八」に改める。

第二条第一項第五号ロ中「発電用の電気工作物以外の」を「発電等用電気工作物(以下「以下」を「及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。以外の発電等用電気工作物(以下」に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第七号イ中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第十四号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第十五号の二中「発電用又は蓄電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第四条第一項第五号及び第六条第二項第六号に次のように加える。

本 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第十七条第四項及び第二十七条の十第二項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十二の三第一項第五号及び第二十七号の十二の五第二項第六号に次のように加える。

二 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の十二の十第三項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十三第一項第四号に次のように加える。

本 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七号の二十七第一項第三号を次のように改める。

三 発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

口 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七号の二十七第三項中「第一項の下に(第三号を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 発電事業者は、第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七号の二十八中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電し」を「発電し、又は放電し」に、「発電を」を「発電又は放電に」に改める。

第二十七号の二十九中、「事業」を「事業」と、「あらかじめ」とあるのは「その休止又は廃止の日以前の経済産業省令で定める日までに」に改める。

第二十七号の三十三第一項第一号中「発電設備」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十八号の三第一項並びに第二項第二号及び第三号中「発電用」を「発電用又は蓄電用」に改める。

第二十八号の四中「監視」の下に、「電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進」を加える。

第二十八号の四十第一項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改め、同項第五号の三中「第二十八号の四十七第一項、第二十八号の五十一第一号」を「第二十八号の四十八第一項、第二十八号の五十二第一号」に、「第二十八号の四十七第一項」を「同項」に改める。

第二十八号の四十三中「係る電気」の下に「又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気」を加える。

第二十八号の四十五第二号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二章第七節第三款第九目中「第二十八号の五十七を第二十八号の五十八とし、同条第八目中「第二十八号の五十六を第二十八号の五十七とし、同条第七目中「第二十八号の五十五を第二十八号の五十六とし、第二十八号の四十八から第二十八号の五十四までを一条ずつ繰り下げ、同条第六目中「第二十八号の四十七を第二十八号の四十八とし、第二十八号の四十六の次に次の一条を加える。

(電気供給事業者の責務)

第二十八号の四十七 電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八号の四十第一項第五号に掲げる業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

第二十九号第二項中「意見」の下に「(供給能力の確保のために必要な措置に関するものを含む。）」を加え、同条第五項中「経済産業大臣は」の下に「第二項(前項において準用する場合を含む。）」の規定による推進機関の意見を踏まえ」を加える。

第三十三号の三中「限る」を「限る。次条において同じ」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による推進機関への情報提供)

第三十三号の四 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、推進機関の依頼に応じ、第二十八号の四十第一項第一号又は第二

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

号に掲げる業務の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする。

第三十八條第三項第五号中「発電用の電気工作物を、発電等用電気工作物」に改める。

第六十六條の十一第一項第三号中「第二十八條の四十七第四項、第二十八條の五十六を、第二十八條の四十八第四項、第二十八條の五十七」に改め、同項第五号中「第二十八條の四十九、第二十八條の五十二第一項を第二十八條の五十、第二十八條の五十三第一項」に改め、同項第八号中「第二十八條の五十第一項」を「第二十八條の五十一第一項」に改める。

第二百二十四條第七号中「第二十八條の四十七第四項又は第二十八條の五十六を第二十八條の四十八第四項又は第二十八條の五十七」に改め、同條第九号中「第二十八條の五十第一項」を「第二十八條の五十一第一項」に改め、同條第十号中「第二十八條の五十四」を「第二十八條の五十五」に改める。

第二百二十八條第一号中「第二十七條の二十七第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二條の規定 公布の日

二 第二條中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二條第六項の改正規定、第三條の規定、第六條中電気事業法第二十七條の二十七第三項の改正規定、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三條の三の改正規定（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギー

る。）及び同法第二百二十八條第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五條から第九條まで、第十二條及び第十五條の規定、附則第十六條中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十八條第一項第三号、第五十七條の四第五項第三号及び第六十六條の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十七條、第十八條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十九條及び第三十條の規定 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（処分等の効力）

第二条 この法律（前条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び附則第十二條において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の鉱業法第三條第一項に規定するそう鉛鉱、アンチモニー鉱又はクローム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の鉱業法第三條第一項に規定するヒスマス鉱、アンチモン鉱又はクロム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に希土類金属鉱を目的として、鉱業法第百條の二第一項に規定する調査を行つてゐる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二月間（当該期間内に同項の許可の申請をしたときは、その申請について許可又は不許可の処分のあつた日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該調査を行うことができる。

（電気事業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第六條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の電気事業法（附則第二十六條において第二号改正後電気事業法）という。第二十七條の二十七第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において経済産業省令で定める日を経過する日以後に同條第一項第三号（施行日以後にあつては、第六條の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七條の二十七第一項第三号イ）に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に電気事業法第三條の許可を受けている一般送配電事業者（同法第二條第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。附則第十一條において同じ。）であつて、同項第八号に規定する一般送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物（同項第十八号に規定する蓄電工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第四條第一項第五号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七条 施行日前に電気事業法第二十七條の十二の二の許可を受けている配電事業者（同法第二條第一項第十一号の三に規定する配電事業者を

いう。附則第十一條において同じ。）であつて、同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七條の十二の三第一項第五号ニに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第八条 施行日前に第六條の規定による改正前の電気事業法（次条及び附則第十條において「旧電気事業法」という。）第二十七條の十三第一項の規定により届出をしてゐる電気事業法第二條第一項第十三号に規定する特定送配電事業者であつて、同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七條の十三第一項第四号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第九条 施行日前に旧電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をしてゐる電気事業法第二條第一項第十五号に規定する発電事業者であつて、発電事業（新電気事業法第二條第二項第十四号に規定する発電事業をいう。次条において同じ。）の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七條の二十七第一項第三号ロに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十条 この法律の施行の際現に発電事業に相当する事業を営んでゐる者（旧電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。）は、施行日から起算

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

三二

項(同法第五十二条第二項)に、「第三十八条第一

十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化

等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化

及び非化石エネルギーへの転換等に関する法

律」に改め、「規定するエネルギー」の下に「同

条第四項に規定する非化石エネルギーを除

く。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十四条 特別会計に関する法律(平成十九年

法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項第二号イ中「独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政

法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改め、

同号二中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱

物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構法」に改め、同号ホ中「独立行政

法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立

行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改

め、同条第三項第一号ロ中「独立行政法人石油

天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人

エネルギー・金属鉱物資源機構」に、「交付金」

を「出資金の出資又は交付金」に改め、同号二中

「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機

構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資

源機構法」に改める。

第八十八条第一項第一号ホ中「独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行

政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改

め、同項第二号ヘ中「交付金」を「出資金及び交

付金」に改める。

附則第十五条中「独立行政法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネ

ルギー・金属鉱物資源機構法」に、「独立行政法

人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立

行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に

改める。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第二十五条 福島復興再生特別措置法(平成二十

四年法律第二十五号)の一部を次のように改正

する。

第六十九条第一項第五号及び第二項第五号並

びに第七十条第三項中「第二十七条の二十七第

三項」の下に若しくは第四項を加える。

(福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経

過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の福島復興

再生特別措置法第六十九条第二項(第五号に係

る部分に限る。及び第七十条第三項の規定は、

附則第五条に規定する経過する日以後に地熱資

源開発計画(福島復興再生特別措置法第六十七

条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。

以下この条において同じ。)に記載される前条の

規定による改正後の同法第六十九条第一項第五

号に掲げる事項(第二号改正後電気事業法第二

十七条の二十七第三項又は第四項の規定による

届出に係るものに限る。)について適用し、同日

前に地熱資源開発計画に記載される当該事項に

ついては、なお従前の例による。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律の一部改正)

第二十七条 建築物のエネルギー消費性能の向上

に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の

一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項第二号及び第三条第三

項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法

律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エ

ネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

別表第二号を次のように改める。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資

源機構

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 所得税法等の一部を改正する法律

(令和二年法律第八号)の一部を次のように改正

する。

附則第八十七条第一項中「以下」と、「及び」同

条第七項中「の下に」独立行政法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機構とあるのは、独立行政法

人エネルギー・金属鉱物資源機構と、を加え

る。

附則第一百一条第一項中「金属鉱業等鉱害対策

特別措置法」と、「及び」同条第六項中「の下に

「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機

構」とあるのは、独立行政法人エネルギー・金属

鉱物資源機構と、を加える。

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保

障の確保の推進に関する法律の一部改正)

第二十九条 経済施策を一体的に講ずることによ

る安全保障の確保の推進に関する法律の一部を

次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源

機構

(調整規定)

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

の日が経済施策を一体的に講ずることによる安

全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前

である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる

字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第七条(見出しを含む)中「独立行政法人

石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行

政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改

める。

別表第二号を次のように改める。

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源

機構

業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百

第二十三条 国立研究開発法人新エネルギー・産

業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百

第二十三条 国立研究開発法人新エネルギー・産

業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百

第二十三条 国立研究開発法人新エネルギー・産

業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百

(経済産業省設置法の一部改正)

第三十一条 経済産業省設置法平成十一年法律第九十九号の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置、罰則に関する経過措置を含むものは、政令で定める。

審査報告書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年五月十二日

厚生労働委員長 山田 宏

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報等の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、緊急承認制度が、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるパンデミック等の緊急事態における健康被害の拡大を防止するために医薬品等を速やかに供給するための制度であることを踏まえ、その運用に当たっては、不適切な拡大適用が行われないよう緊急性、代替の困難性等の要件を判断するとともに、通常の薬事承認とは異なる緊急承認の意義と適用の判断について、国民の理解が得られるよう説明責任を十分に果たすこと。

二、緊急承認制度の運用における透明性、公平性を確保するため、審査報告書や審議会議事録の早期公表、承認済みや開発中の医薬品等の情報開示や情報発信に努めること。また、感染症の流行等の具体的状況や審査する医薬品等の性質等により運用の基準が異なり得ることなども踏まえ、有効性の推定と安全性の確認に係るリスクとベネフィットの比較衡量の在り方等、承認審査に当たった基本的な考え方について早期に整理して明らかにすること。

三、緊急承認制度により承認された医薬品等の市販後の安全対策を徹底するため、製造販売業者による安全性監視計画の設定、徹底したリスク管理、安全性についての情報収集及び収集した情報の専門家による迅速な評価を実施すること。

四、緊急承認制度により承認された医薬品等について、当該承認後に改めて行う承認申請に当たっては基本的に第三相の検証的臨床試験の成績の提出を求めるとともに、当該承認時に付された期限の延長は原則として一年間の延長が一回限りとなるよう運用し、制度の適用を正当化する安全性、有効性等が確認できない場合には、期限を待たずに速やかに承認を取り消すこと。

五、緊急承認制度により承認された医薬品等の副作用、副反応による健康被害が生じた場合には、当該健康被害の情報等を速やかに開示するとともに、医薬品副作用健康被害救済制度、又は予防接種法の救済制度の対象となることを確実に周知すること。

六、電子処方箋については、早期に全ての医療機関、薬局等において導入されるよう、システムの導入を支援するとともに、医療機関や薬局に過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。あわせて、電子処方箋の運用に伴う費用の負担について、電子処方箋の普及状況及び効果等を定期的に検証した上で、基盤整備期間中は国において必要な財政支援を行うこと。

七、重複投薬の防止等の電子処方箋導入による効果を十分に発揮できるようにするため、電子処方箋の意義、効果を国民に周知するとともに、マイナナンバーの健康保険証利用の促進に向けた措置を講ずること。また、国民が広くマイナポータルで処方内容を確認できるようにするまでの暫定的措置として行う紙の処方内容の控えの交付を終了するに当たっては、マイナナンバーを利用しない患者が処方内容を確認に確認できる方策を講ずること。

八、国民が自らの保健医療情報を把握できるようにするとともに、医療機関が連携して質の高い医療を提供できるようにするため、標準規格に準拠した電子カルテの普及促進に向けた医療機関への財政支援等を講ずることにより、電子カルテ情報についても医療機関間で共有できるよう仕組みを速やかに構築し、データヘルス改革を一層推進すること。

九、国民の健康づくりにつながる新たなサービス創出のため、パーソナル・ヘルス・レコードの取組を推進するとともに、オンライン診療やオンライン服薬指導を含め、患者の利便性向上に寄与する保健医療分野におけるデータの活用やデジタル化等のデータヘルス社会の実現に向けた取組を推進すること。

十、薬事承認制度が製薬企業からの申請に基づくものであることを踏まえ、製薬企業の研究開発支援、申請時の企業負担の軽減、治験等の手続の簡素化、企業相談の実施その他の製薬企業の薬事承認申請を促進するとともに、緊急時には国が主導して医薬品等を確保する仕組みを検討し整備するための措置を講ずること。

十一、国内外の創薬イノベーション基盤強化のため、臨床研究中核病院間のネットワーク形成による効率的な治験データ収集体制の構築、国際共同治験実施のための現地人材育成、臨床研究及び治験ネットワーク構築並びに拠点整備支援等の国内外における治験環境の整備拡充その他の官民におけるデータ利活用の環境整備、薬価制度上の創薬イノベーションの適切な評価を実施すること。

十二、医薬品等による副反応疑い報告制度の運用において情報不足により評価不能とされる事例の割合が多いことを踏まえ、副作用や副反応を疑う症状が発生した場合における健康被害調査の充実、当該症状を訴える患者に対応できる医療機関の紹介その他の当該症状に悩む者への支援を充実するとともに、副作用や副反応の治療のための研究を促進すること。また、健康被害救済制度に関し、厳密な医学的因果関係までを求めない健康被害の救済を確実に実施することにも因果関係を証明するデータが不足する場合における救済や支援について諸外国の制度を含め情報収集し、検討すること。

十三、予防接種法の救済制度の適用に関し、請求された死亡等と予防接種との因果関係については、厳密な医学的因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によつて起こることを否定できない場合も対象とするとの考え方に基ついて速やかな救済を行い、国民の信頼に応えること。

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

三四

十四、医薬品等の市販後の安全対策を充実するため、患者自らが医薬品の副作用、副反応が疑われる事例を報告できる仕組みについて、利用しやすくするための報告方法の改善、報告に対するフォローアップの拡充、報告内容の添付文書の改訂等の安全措置への反映等、報告の活用を促進するための施策を実施すること。また、予防接種の実施状況と副反応疑い症状の発現状況等を個人単位で連結して報告、把握するシステムの整備、予防接種の安全性等に関する調査を的確に行うためのデータベースの整備を実施すること。

十五、国内におけるワクチン、治療薬の開発、生産体制確立のため、治験費用や薬事承認に係る費用の補助、治験や臨床研究に関する国民の理解の増進、医療系ベンチャー企業の育成等の医薬品等の研究開発から実用化までの各段階を総合的に支援すること。

十六、疾病の治療又は予防に関し使用価値を有する医薬品について、特に緊急時に医療上の必要が認められた場合に、当該疾病に関する学会等の意見を参考にして当該医薬品を優先かつ迅速に承認する制度の活用について検討を加えるとともに、国民の生命及び健康の保護の観点から必要不可欠な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の国内における生産体制の整備及び研究開発の推進のための施策について検討を加え、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月十九日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第二項中「ため」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第三項の規定による情報の提供その他の厚生労働省令で定める方法によつて」を加える。

第十四条第六項中「承認の下に」(第十四条の二の二第二項(第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の規定により条件及び期限を付したものを除く。第十一項において同じ)を加え、「同項後段に」を「第三項後段に」に改める。

第十四条の二の二第二項中「並びに前条第二項を」を「第十四条の二第二項並びに前条第二項(次条第二項において準用する場合を含む)。」に、「同条第三項」を「第十四条の二第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第十四条の二第二項」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項中「又は前項」を「第四項に」、「ときは」を「とき、又は前項の規定による報告を受けたときは」に、「又は届出の状況を」、「届出の状況

又は報告を受けた旨」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品についての前条第四項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に報告しなければならない。

第十四条の二の二を第十四条の二の三とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

(緊急承認)

第十四条の二の二 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項第三号ハに係る部分を除く、第六項、第七項及び第十一項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。

三 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

て必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該医薬品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第十四条第二項第三号の規定による審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。

4 第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品の使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限(第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの)内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その医薬品の使用成績に関する資料その他の」厚生労働省令で定めるところとする。

6 前項の申請があつた場合において、同項に規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び

期限を付した第十四条の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第十四条の第三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十四条の二の第二項の規定は、前項の規定による第十四条の承認について準用する。

第十四条の四第一項中「第十四条の承認」の下に「第十四条の二の第二項の規定により条件及び期限を付したものを除く。以下この条及び第十四条の六第一項において同じ。」を加え、同項第一号中「既に第十四条又は第十九条の二の承認」を「既に第十四条の承認又は第十九条の二の承認（同条第五項において準用する第十四条の二の第二項の規定により条件及び期限を付したものを除く。以下この項において同じ。）に改め、同号口及び同項第二号中「第十四条」の下に「承認」を加える。

第十四条の五第一項中「第十四条の二の（第四項を）第十四条の二の三（第四項及び第五項）に改め、同条第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の七第一項中「第十四条の二の（第四項を）第十四条の二の三（第四項及び第五項）に改め、同条第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の七の二第八項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改め、同条第九項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第二項」に、「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第十項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十四条の十第一項中「第十四条の二の第二

項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第十九条の二第五項中「並びに第十四条の二の二」を「第十四条の二の二並びに第十四条の二の三」に改め、同条第六項中「第十四条の二の二」を「第十四条の二の三」に改める。

第十九条の三第二項中「第十四条の二の第二項」を「第十四条の二の第三第一項」に改める。

第二十条第一項中「前項」を「第十四条の二の第二項」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の第二項」と、「第十四条の承認」とあるのは「第十九条の二の承認」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第二十三条の二の五第十一項中「承認」を「承認（第二十三条の二の六の二第二項（第二十三條の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により条件及び期限を付したものを除く。）を」に、「同項」を「第一項」に改める。

第二十三条の二の六の次に次の一条を加える。

（緊急承認）

第二十三条の二の六の二 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項（第三号ハに係る部分を除く。）、第六項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医療機器又は体外診断用医

薬品であり、かつ、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効果又は性能を有すると推定されるものであること。

三 医療機器にあつては、申請に係る効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより医療機器として使用価値がないと推定されるものでないこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による第二十三條の二の五の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の特性その他を勘案して必要があるとき、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第二十三條の二の五第二項第三号の規定による審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。

4 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三條の二の五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三條の二の五の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの（内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める」とする。

6 前項の申請があつた場合において、同項に規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三條の二の五の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第二十三條の二の七第一項中「含む。」の下に「前条第二項次条第二項において準用する場合を含む。」を加え、「前条第一項」を「第二十三條の二の六第一項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第二十三條の二の六第三項」に改め、同条中第六項を第七項とし、同条第五項中「又は前項」を「第四項」に、「ときは」を「とき」、又は前項の規定による報告を受けたときは「又は届出の状況」を「届出の状況又は報告を受けた旨」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品についての前条第四項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に報告しなければならない。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

三六

第二十三条の二の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十三条の二の六の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二の五の承認について準用する。

第二十三条の二の九第一項中「の承認」の下に「(第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。第六項において同じ。)」を加える。

第二十三条の二の十第一項中「第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十三条の二の十の二第十項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第二十三条の二の十七第五項中「第二十三条の二の六並びに第二十三条の二の七」を「並びに第二十三条の二の六から第二十三条の二の七まで」に改める。

第二十三条の二の二十第一項中「前項」を「第二十三条の二の六の二第二項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の二第二項」と、「第二十三条の二の五」とあるのは「第二十三条の二の十七」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第二十三条の二の二十五第五項中「第二十三条の二の六第一項」を「第二十三条の二の六第一項又は第二十三条の二の六の二第一項(これらの規定を)に改める。

第二十三条の二の二十六第六項中「及びロ」の下に「並びに第十項」を加え、同条第五項中「その他厚生労働省令」を「その他の厚生労働省令」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(緊急承認)

第二十三条の二の二十六の二 第二十三条の二の二十五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する再生医療

等製品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号ハに係る部分を除く。)、第五項、第六項及び第十項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な再生医療等製品であり、かつ、当該再生医療等製品の使用以外に適当な方法がないこと。

二 申請に係る効能、効果又は性能を有すると推定されるものであること。

三 申請に係る効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより再生医療等製品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による第二十三条の二の二十五の承認に係る再生医療等製品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。

この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

3 前条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により条件及び

期限を付した第二十三条の二の二十五の承認について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「三年」とあるのは「二年」と、同条第五項中「同条第一項」とあるのは「第二十三条の二の二十五」と読み替えるものとする。

第二十三条の二の二十七第一項中「第八項並びに」を「第八項」に改め、「第十四条の二第二項」の下に並びに前条第二項(次条第二項において準用する場合を含む。))を加え、同条第三項中の調査を調査に改め、同条第五項中「前条第三項」を「第二十三条の二の二十六第三項前条第三項」において準用する場合を含む。以下この項において同じ。に、「報告は、同項を」報告をしよ」とする者は、第二十三条の二の二十六第三項に、「行わなければならない」を「報告しなければならない」に改める。

第二十三条の二の二十八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十三条の二の二十六の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二の二十五の承認について準用する。

第二十三条の二の二十九第一項中「第二十三条の二の六第一項」の下に又は第二十三条の二の二十六の二第一項を、「以下この条の下に」及び第二十三条の三十一第一項を加え、同項第一号中「第二十三条の二の六第一項」の下に又は第二十三条の二の二十六の二第二項を加える。

第二十三条の三十一第一項中「第二十三条の二の六第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。」を削る。

第二十三条の三十七第五項中「並びに」を、「第二十三条の二の二十六の二並びに」に改める。

第二十三条の四十第一項中「前項」を「第二十三条の二の二十六の二第二項」とあるのは「第二十三

条の三十七第五項において準用する第二十三条の二の二十六の二第二項」と、「第二十三条の二の二十五」とあるのは「第二十三条の三十七」と、同条第三項中「第一項」に改める。

第六十五条の五第二号中「第二十三条の二の二十六第一項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。))の規定により条件及び期限を付したものの付しについては、これらを有すると推定されるものであること」を削る。

第六十九条第一項中「第十四条の三第二項を」第十四条の三第三項に、「第二十三条の二の八第二項」を「第二十三条の二の八第三項」に、「第二十三条の二の二十八第二項」を「第二十三条の二の二十八第三項」に改める。

第七十条第一項中「第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第五号若しくは第六号」を「若しくは第五号から第七号まで(これらの規定(同項第五号を除く。))を」に改める。

第七十二条の四第二項中「第十四条第十二項」の下に、「第十四条の二の二第二項」を、「第二十三条の二の五第十二項」の下に、「第二十三条の二の六の二第一項」を、「第二十三条の二の六の二第一項の下に」、「第二十三条の二の六の二第一項」を加える。

第七十四条の二第一項中「第十四条、第二十三条の二の五」を「第十四条の承認(第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)、第二十三条の二の五の承認(第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。))に改め、

「(第二十三条の二の六第一項)の下に又は第二十三条の二の六の二第二項」を加え、「又は」を「第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を与えた医薬品が第十四条の二の二第一項第二号若しくは

体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の第十四条の三第一項、第二十三条の二の八第一項若しくは第二十三条の二十八第一項の規定による第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けた者が第十四条の三第二項において準用する第十四条の二の二第二項、第二十三条の二の八第二項において準用する第二十三条の二の六の二第二項若しくは第二十三条の二十八第二項において準用する第二十三条の二十六の二第二項の規定に違反したとき」を加える。

第七十八条第一項第八号中又は第十三項(同条第十五項)を「若しくは第十三項(第十四条第十五項)に、「の調査」を又は第十四条の二の二第二項(第十四条の三第二項(第二十條第一項)において準用する場合を含む。)及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の調査」に改め、同項第十四号中「又は」を「若しくは」に、「の調査」を「又は第二十三条の二の六の二第二項(第二十三条の二の八第二項(第二十三条の二十の二十第一項)において準用する場合を含む。)及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の調査」に改め、同項第二十四号中「又は」を「若しくは」に、「の調査」を「又は第二十三条の二十六の二第二項(第二十三条の二十八第二項(第二十三条の四十第一項)において準用する場合を含む。)及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)」の調査」に改め、同条第二項中「第十四条の二の二第一項を「第十四条の二の三第一項」に改め、「医薬品等審査等」の下に「確認」を加える。

第八十条第八項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の二の二第一項(第十九条の二第五項)において準用する場合を含む。)若しくは第十四条の三第一項」に改め、「医薬品」の下に「第二

令和四年五月十三日 参議院會議録第二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

十三条の二の六の二第二項(第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)若しくはを、「又は」の下に「第二十三条の二十六の二第二項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは」を加える。

第八十三条第一項中「の数」との下に、「第十四条の二の二第二項第一号」を、「第十四条の三第一項第一号」の下に、「第二十三条の二の六の二第二項第一号」を、「第二十三条の二の八第一項第一号」の下に、「第二十三条の二十六の二第二項第一号」を、「維持」との下に、「第十四条の二の二第二項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」とを加え、「及び第二十三条の二十六第一項第三号」を、「第二十三条の二十六第一項第三号及び第二十三条の二十六の二第二項第三号」に改め、同条第二項中「含む。」の下に、「第十四条の二の二第二項第三号(残留性の程度に係る部分に限り、第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第二十三条の二十六第一項第三号」を「第二十三条の二十六第一項第三号若しくは第二十三条の二十六の二第二項第三号(これらの規定の)」に、「第二十三条の三十七第五項」を、「これらの規定を第二十三条の三十七第五項」に改める。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章の二 再編計画の認定(第十二条の二―第十二条の十)を「第三章の二 再編的方法による処方箋の提供等の推進(第十二条の二―第十二条の十)」に、「連結情報提供業務」を「業務」に、「第三十七条」を「第三十七条の二」に、「第十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第三章第三項中「次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」を以下「医療保険者」に改める。

第十二条の二を第十二条の二とする。

第十二条の六第三項中「第十二条の二第三項」を「第十二条の二の二第三項」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電磁的方法による処方箋の提供等の推進

第十二条の二 医師又は歯科医師は、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じ、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十二條第一項又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十一條第一項の規定によるこれらの者に対する処方箋(書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)の交付に代えて、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条及び第三十八条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

2 前項の規定により処方箋の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者が電磁的方法により当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、当該患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を電磁的方法により提供しなければならない。

3 薬剤師は、前項の規定により提供された処方箋により調剤したときその他厚生労働省令で定めるときは、支払基金又は連合会に対し、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十六条に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を含む情報を、厚生労働省令で定めるところにより、電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定により情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、第一項の規定により当該情報に係る処方箋の提供を行った医師又は歯科医師その他の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、これらの者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

5 医師又は歯科医師は、医師法第二十二條第一項又は歯科医師法第二十一條第一項の規定により処方箋を交付した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、当該処方箋に記載し、又は記録した情報を電磁的方法により提供することができる。

6 医師又は歯科医師は、医師法第二十二條第一項若しくは歯科医師法第二十一條第一項の規定による処方箋の交付又は第一項の規定による電磁的方法による処方箋の提供を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命

又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

7 薬剤師は、調剤を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができる。

8 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた支払基金又は連合会は、当該求めに応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対し当該情報を電磁的方法により提供しなければならない。

2 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、医療保険者が行う高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法の規定による保健事業若しくは福祉事業、後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第三十九条の二第一項において同じ。)が行う同法第二百五条第一項に規定する高齢者保健事業又は法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが行う健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業(第三十五条第二項において「保健事業等」と総称する。)に資するため、次に掲げる業務を行う。

一 第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規

定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

二 第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記載された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

三 第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務

四 第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

五 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋(第十二条の二第二項の規定により提供されたものに限る。)を保管する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
第二十五条第一項中「同条第一号」を「同条第一号に」、「並びに同条第二号」を「同項第二号に」、「に關しを」並びに同条第二項各号に掲げる業務(以下「支払基金電子処方箋管理業務」という。)に改める。

第二十六条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改め、「それぞれを削る。

第二十七条及び第二十八条第一項中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報

報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第二十九条中「の一部」を「及び支払基金電子処方箋管理業務の一部」に改める。

第三十条第一項中「に係る」を「及び支払基金電子処方箋管理業務に係る」に改める。

第三十一条第一項中「に關しを」及び「支払基金電子処方箋管理業務に關しに」、「その業務」を「これらの業務」に改める。

第三十二条及び第三十四条中「及び支払基金連結情報提供業務」を「支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務」に改める。

第六章の章名中「連結情報提供業務」を「業務」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。
2 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務及び前項に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成することともに、保健事業等に資するため、第二十四条第二項各号に掲げる業務を行う。

第三十六条中「行う」の下に「同条第一項に規定する」を、「いう」の下に「及び前条第二項に規定する業務(以下「連合会電子処方箋管理業務」という。)」を加える。
第三十七条第一項中「に關しを」及び「連合会電子処方箋管理業務に關しに」、「その業務」を「これらの業務」に改める。

第六章中第三十七条の次に次の一項を加える。
(業務の委託)
第三十七条の二 連合会は、連合会電子処方箋管理業務の全部又は一部を支払基金その他厚生労働省令で定める者に委託することができ

る。
第七章中第三十八条を第三十八条の二とし、

同条の前に次の一条を加える。

(関係者の連携及び協力)

第三十八条 医療機関及び薬局その他の関係者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、電磁的方法による処方箋の提供及び電磁的方法により提供された処方箋により調剤を実施する体制の整備に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第七章中第三十九条の次に次の一条を加える。

(費用)

第三十九条の二 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが負担する。

2 支払基金又は連合会は、第二十四条第二項の規定により支払基金が行う同項第五号に掲げる業務又は第三十五条第二項の規定により連合会が行う同号に掲げる業務を行う場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務を支払基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

第四十条中「又は連合会連結情報提供業務」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務又は連合会連結情報提供業務若しくは連合会電子処方箋管理業務」に改める。

第四十三条第二号中「に係る業務上の余裕金を運用したとき」を「若しくは支払基金電子処方箋管理業務に係る業務上の余裕金を運用したと

き」に改める。

附則第一条の第三第二項中「並びに」とあるのは、「を」、「同項第二号」とあるのは「に」、「並びに前条」を、「前条に」、「行う」を「行う同条第一項第二号」と、「並びに」とあるのは「並びに同条の規定により行う」に改める。

(医師法の一部改正)

第三条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「當つてゐる者に対して処方せん」を「當たつてゐる者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「當つてゐる者が処方せん」を「當たつてゐる者が処方箋」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第七号中「覚せい剤を覚醒剤」に改め、同条に次の一項を加える。

2 医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第一項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつてゐる者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十三條の二第一号中「から第二十二條まで」を「第二十一條、第二十二條第一項」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第四条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二

号)の一部を次のように改正する。
第二十一條中「當つてゐる者に対して処方せん」を「當たつてゐる者に対して処方箋」に改め、同条ただし書中「當つてゐる者が処方せん」を「當たつてゐる者が処方箋」に、「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次の一項を加える。

令和四年五月十三日 参議院会議録第二十二号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

2 歯科医師は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の二第二項の規定により処方箋を提供した場合は、前項の患者又は現にその看護に当たつている者に対して処方箋を交付したものとみなす。

第三十一条の二第一号中「第二十一条を」第二十一条第一項に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第二項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条第十八項

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十条の三第一項

(薬剤師法の一部改正)

第五条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条ただし書中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二号中「第二十二各号」を「第二十二条第一項各号」に、「第二十一条各号」を「第二十一条第一項各号」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項の表第三十三条の二第一号の項中「から第二十二各号まで」を、「第二十一条、第二十二条第一項」に改める。

第百一条第二項の表第三十一条の二第一号の項中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号イ中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の三第一項」に、「第十四条の二の二第四項」を「第十四条の二の三第四項」に改める。

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 二四二円
(本体) 二二〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可